

木津川市 加茂浄化センター等維持管理業務仕様書等一覧

1 木津川市加茂浄化センター等維持管理業務一般仕様書

2 加茂浄化センター等維持管理業務特記仕様書

3 その他添付資料

別紙1 加茂浄化センター及びマンホールポンプ位置図

別紙2 加茂浄化センターの概要及び主要施設一覧表

別紙3 加茂浄化センター全体配置平面図による範囲指定

別紙4 加茂浄化センター・フローシートによる業務委託の範囲

別紙5 加茂浄化センター運転管理要領

別紙6 加茂浄化センター保守点検作業基準一覧表

別紙7 契約書、仕様書等の用語の定義

別紙8 木津川市マンホールポンプ施設一覧表

別紙9 マンホールポンプ定期点検報告様式

別表1 水質試験業務内容一覧表

木 津 川 市 工 務 課（下水道係）

木津川市加茂浄化センター等維持管理業務一般仕様書

木津川市上下水道部工務課

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、木津川市が所管する加茂浄化センター及びマンホールポンプ（以下「浄化センター等」という。）の維持管理等に関する業務を円滑かつ適正に実施するため、業務の内容等を定めるものとする。

(業務の範囲)

第2条 受託者は、浄化センター等の機能を維持・管理するために契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。

2 受託者は、発注者との協議にしたがって業務に従事しなければならない。

(業務の場所及び対象施設)

第3条 業務の場所は、次のとおりとする。対象施設、施設の概要は、特記仕様書に掲げる施設とする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 加茂浄化センター | 木津川市加茂町里北古田1番地3 |
| (2) マンホールポンプ | 木津川市内46箇所（別紙位置図のとおり） |

(法令の遵守)

第4条 本業務の履行に当たり受託者は、下水道法、水質汚濁防止法、電気事業法、労働安全衛生法等、その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務の内容)

第5条 業務内容は次のとおりとし、詳細は特記仕様書に定める。

- (1) 加茂浄化センターの運転操作監視業務、保守点検業務、水質試験業務等
- (2) マンホールポンプの運転監視業務、保守点検業務、緊急対応業務等

(業務時間)

第6条 第5条に掲げる業務のうち加茂浄化センターの運転操作監視業務及びマンホールポンプの運転監視業務は、年間を通じて24時間連続業務とし、保守点検業務等については、平日の日中とする。

2 前項にかかわらず、発注者が業務の実施に必要と認めた場合には、この限りではない。

(業務の管理)

第7条 受託者は、次の業務の管理を行うものとする。

- (1) 受託者は労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、資格者を配置し労働災害の防止に努める。また、問題が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡しなければならない。
- (2) 受託者は、浄化センター等の構造、性能等を理解し、設備の保全に努めるものとする。
- (3) 受託者は、自然災害及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急体制を整えたとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。
- (4) 緊急及び非常事態の発生に対する体制等については、事前に発注者と協議・調整し、連携を図ることができるようにならなければならない。

(業務従業員)

第8条 受託者は、本業務に従事する業務従業員（以下「従業員」という。）を発注者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、従業員のなかに、発注者の指定する資格を有する者を配置しなければならない。
- 3 発注者は、従業員のなかに、本業務の履行又は管理に著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に交代を求めることができる。
- 4 受託者は、前項の規定による発注者からの要求があったときは、適切に措置するものとし、その結果を発注者に報告しなければならない。

(業務総括責任者等の専任)

第9条 受託者は、特記仕様書に掲げる実務経験を有する、下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者又は下水道技術検定（第3種）合格者の中から、業務総括責任者及び業務副総括責任者を専任しなければならない。

(業務総括責任者等の職務)

第10条 業務総括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として従業員の指揮、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解し、効果的かつ経済的な運転に努めること。
- (3) 日常の業務執行状況を随時、発注者へ報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。
- (4) 従業員を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。

2 業務副総括責任者は、業務総括責任者を補佐し、業務総括責任者が不在の時にはその職務を代行するものとする。

(資格者の選任)

第11条 受託者は、本業務の実施に必要な、次の資格者を選任しなければならない。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) 危険物取扱主任者（乙種4類）
- (3) 第1種電気工事士又は第3種電気主任技術者
- (4) 小型移動式クレーン運転技能教育修了者
- (5) 玉掛技能講習修了者

2 (1) から (5) については、同一の者が複数を兼務してもよい。

(業務履行計画)

第12条 受託者は、速やかに、業務実施要領書を作成し、発注者に提出しなければならない。

業務実施要領書には、次の事項を示さなければならない。

- (1) 実施方法
- (2) 人員体制
- (3) 業務履行体制
- (4) ユーティリティーの管理、使用方法
- (5) 保守点検計画
- (6) 運転管理計画
- (7) 施設管理計画

3 計画内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届けを提出しなければならない。

(業務履行体制)

第 13 条 受託者は、本業務を履行するための業務履行体制を定め、発注者に通知しなければならない。この体制を変更した場合も同様とする。

2 受託者は、業務履行体制通知に次の事項について記載しなければならない。

- (1) 保守点検体制
- (2) 運転操作監視体制及び業務時間
- (3) 水質試験体制
- (4) 安全衛生管理体制
- (5) 火災予防管理体制
- (6) 事故災害等緊急対応体制
- (7) 履行業務検査体制
- (8) 有資格者の配置
- (9) その他必要な体制

(提出書類)

第 14 条 受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務総括者責任者専任届（業務総括責任者及び業務総括副責任者の経歴書並びに資格証の写しを添付）

(3) 有資格者選任届（資格証等の写しを添付）

(4) 業務実施要領書

(5) 事務室等使用願

(6) その他関連資料

2 前項の書類に変更が生じた時は、直ちに変更届を提出しなければならない。

3 各月の業務が完了した時は、当該月の業務完了報告書を提出しなければならない。

4 契約期間が満了した時は、速やかに業務完了届を提出しなければならない。

（検 査）

第 15 条 受託者は、業務完了報告書、日報、月報、その他必要な書類により、発注者の検査を受けなければならない。

2 受託者は、発注者が定めた検査員により、契約期間の一部または業務完了の検査を受けなければならない。

（施設の管理）

第 16 条 受託者は、浄化センター等の施設を目的外に使用してはならない。

(1) 受託者は次に掲げることを厳守すること。

(2) 業務関係者以外の立ち入り禁止

(3) 業務関係物品、資材以外の持込禁止

(4) 業務関係車両以外の乗入れ禁止

(5) 発注者財産及び所有物の持出し禁止

(6) 事務室等の整理・整頓

3 業務の履行において、周辺住民との紛争等が生じないよう努めなければならない。

4 本業務に関する、外部からの照会、意見、要望、住民対応、依頼等の対応については、発注者が行うものとする。

第2章 業務作業の要領

(業務予定表)

第17条 受託者は、各月末までに翌月の作業予定、機器の整備点検予定の計画書を作成し、発注者へ提出しなければならない。

2 受託者は、発注者と協議して決定した作業予定表等に従い、誠実にその業務作業を履行しなければならない。

(異常時の運転)

第18条 集中豪雨、台風等の異常時は、流入水量、停電の有無等の状況を速やかに発注者へ報告するとともに、運転操作方法等について、発注者と協議しなければならない。

(機器の点検と整備結果)

第19条 受託者は、毎日の点検・整備の結果をとりまとめて、発注者へ報告しなければならない。

2 点検の結果、異常又は故障を発見した場合は、速やかにその状況を発注者へ報告するとともに、その対応を協議し、業務に支障のないよう措置しなければならない。

(簡易な修理及び補修)

第20条 受託者は、点検・整備で発見した不良箇所や故障のうち備付け工具等により修理可能なものについては、発注者の承諾を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施した後、発注者へ書面をもって報告するものとする。

2 受託者は、業務の実施に必要で簡易な造作は、発注者と協議して実施しなければならない。

(運転記録等)

第21条 受託者は、発注者が認めた運転管理日報等に所要事項を記入して、発注者へ提出しなければならない。

2 受託者は、発注者が認めた運転管理月報に所要事項を記入して、翌月10営業日までに発注者へ提出しなければならない。

3 受託者は、発注者が認めた運転管理年報に所要事項を記入して、翌年度当初に発注者へ提出しなければならない。

4 運転記録等に関しては、発注者が必要とする書類を提出しなければならない。

(安全衛生管理)

第 22 条 受託者は、安全及び衛生に関する事項を定め、業務を行うものとする。

- 2 受託者は、関係者以外の者が、施設内の危険箇所へ立ち入らないよう、管理を徹底しなければならない。

(安全教育及び訓練)

第 23 条 受託者は、従業員に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

- 2 受託者は、従業員または関係者に対し、事故その他の災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

(火災の防止)

第 24 条 受託者は、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底するとともに、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止等)

第 25 条 受託者は、設備機器・備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

(清掃・整頓)

第 26 条 受託者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等を整理・整頓し、清潔に努めなければならない。

第 3 章 その他

(事務室の使用)

第 27 条 業務履行に必要とする事務室、休憩室、浴室等（以下「事務室等」という。）は、契約期間中は無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中に、受託者の責による汚損等があった場合には、受託者の費用で直ちに修復しなければならない。

- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用にあつては常に節約に努めなければならない。

(施設等の使用)

第 28 条 発注者は、本業務の履行に必要な発注者の施設及び設備（以下「施設等」という。）を指定し、受託者にその使用を認めるものとする。

- 2 受託者は、施設等を常に良好な状態に保つよう管理しなければならない。
- 3 受託者は、施設等を本業務の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ発注者の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 4 受託者は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、施設等を現状に復して発注者に明け渡さなければならない。

(完成図書、工具等、貸与品)

第 29 条 発注者は、業務履行に必要な浄化センター等の完成図書類及び専用工具等を、受託者に貸与する。

- 2 受託者は、貸与された物品等について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、発注者の求めがあった時は、これを提示しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を故意又は過失により損傷、紛失したときは、その損害を補償しなければならない。
- 4 点検整備、軽易な故障修理に必要な小型工具類や測定機器等は、原則として受託者の負担とする。

(資材及び事務用品等)

第 30 条 業務の履行に必要な資材、事務用品等は、貸与品及び特記仕様書に掲げる支給品を除いて、受託者の負担とする。

(従業員の服装等)

第 31 条 従業員の服装は、清潔で安全かつ作業性に配慮したものとする。

2 従業員は、受託者名を明記した社章等を着用しなければならない。

(保険)

第 32 条 受託者は、業務の履行に必要となる保険に加入し、これを発注者に報告しなければならない。

- (1) 雇用保険法
- (2) 労働者災害補償保険法
- (3) 健康保険法
- (4) 中小企業退職金共済法
- (5) その他雇用、業務履行に必要なもの

(準備及び引継ぎ)

第 33 条 本業務の履行に際し、支障をきたすことがないよう、自らの負担において準備及び研修並びに引継ぎを行うものとする。

(疑義等)

第 34 条 本仕様書に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

2 本仕様書に明記されていない事項について、必要がある場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

加茂浄化センター等維持管理業務特記仕様書

木津川市上下水道部工務課

(業務の対象施設)

第1条 一般仕様書(以下「仕様書」という。)第3条に規定する浄化センター等に該当する施設は、別紙1 加茂浄化センター及びマンホールポンプ位置図に示す。

(業務の対象範囲及び施設概要)

第2条 本業務の対象範囲及び施設概要等は、下記のとおりとする。なお、委託期間中ストックマネジメント計画等に基づく改修更新工事により、対象機器等が変更された場合は、当該機器を業務委託対象と見なすものとする。

(1) 加茂浄化センター

別紙2 加茂浄化センターの概要及び主要施設一覧表

別紙3 加茂浄化センター全体配置平面図による範囲指定

別紙4 加茂浄化センター・フローシートによる業務委託の範囲

(2) マンホールポンプ46箇所

別紙8 木津川市マンホールポンプ施設一覧表

(業務の内容)

第3条 仕様書第5条に規定する業務の主な内容は、以下のとおりとする。なお、運転管理計画書等の策定については、「下水道施設維持管理積算要領―終末処理場・ポンプ場施設編(社団法人 日本下水道協会発行 2020年版)」に準拠するものとする。

2 浄化センター等の運転操作監視業務(中央監視室及び巡回、夜間対応)

(1) 仕様書に基づく運転管理計画等の策定及び実施

(2) 警報の確認及び対応

(3) 緊急時の運転操作及び対応

(4) 設備等の異常時の運転操作及び緊急対応

(5) 維持修繕工事、機器更新工事等における機器の停止、試運転時の立会、運転操作の補助業務、なお、加茂浄化センターは令和8年度から11年度においてストックマネジメント計画による更新工事(建築工事、機械設備工事、電気設備工事)を施

工予定であるので、当該計画及び工事に関係する協議・打合せへの参加対応等の業務を含む

- (6) 機器類定期点検時の立会
- (7) 運転データ等の記録、報告（運転日誌、日報、月報、年報、管理記録等）
- (8) その他発注者が必要と認めたもの

3 浄化センターの保守点検業務

- (1) 仕様書に基づく保守点検に係る計画等の策定
- (2) 保守点検業務の実施（日常点検、臨時点検及び定期点検）
- (3) 簡易な故障の修理及び部品交換、分解、清掃等
- (4) 設備等の異常時の対応（発注者と協議）
- (5) 記録及び報告、主要機器の修繕資料の作成
- (6) その他発注者が必要と認めたもの

4 浄化センターの水質試験業務

- (1) 水質試験（試験項目は別表１のとおり）
- (2) 採水業務、水質の状況確認、水質データの整理整頓
- (3) 臨時試験、法定試験等が必要となった場合については別途協議
- (4) その他発注者が必要と認めたもの

5 浄化センターの事務業務

- (1) 発注者との業務の打合せ、報告
- (2) 年間計画書、月間計画書の作成
- (3) 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文章の作成、整理等の作業
- (4) 事務室内の整理整頓等の簡易な作業
- (5) その他発注者が必要と認めたもの

6 浄化センターのその他の業務

- (1) 発注者が実施する施設見学会に関すること
- (2) 場内の巡回、点検に関すること
- (3) 浄化センターから発生する事業系廃棄物（廃油・廃金属等）の処分に关すること
- (4) 災害等異常時の対応に関すること
- (5) 火災報知機による発報対応、緊急連絡等防火管理に関すること
- (6) 備品・消耗品の交換作業、在庫の管理に関すること
- (7) 建物の清掃、除草、屋外清掃等の作業

- (8) 場内整備に係わる備品、材料等の整理、整頓等の作業
- (9) その他発注者が必要と認めたもの

7 マンホールポンプの運転監視業務

- (1) 各マンホールポンプの状態監視は24時間体制とする
- (2) 各マンホールポンプ通報装置とクラウド監視システム（マンポネット）による監視を行うこと

8 マンホールポンプの保守点検業務

- (1) 仕様書に基づく保守点検に係わる計画等の策定（作業に伴う道路使用許可等の手続きを含む）
- (2) 定期点検（年次点検）は各箇所年1回実施、点検項目は（別紙9）点検報告様式を参照のこと。
- (3) 簡易な故障の修理及び部品交換、清掃等
- (4) 設備等の異常時の対応（発注者と協議）
- (5) 記録及び報告
- (6) その他発注者が必要と認めたもの

9 マンホールポンプの緊急対応業務等

- (1) 自動通報装置から異常等の通報を受けた場合に復旧を行うこと。（緊急対応業務回数は60回/年）とする。
- (2) ポンプ引上げ時においては、安全を考慮し2名以上の人員にて実施すること。

（資材及び経費の負担区分）

第4条 委託業務の履行に必要な資材及び経費等の内、受注者の負担とするものは協議する。なお、次の経費は発注者が負担する。

- (1) 光熱水費（電気、水道）
- (2) 燃料費（LPガス、自家発電装置用A重油）
- (3) 業務履行に伴い発注者にとって必要となるその他の経費

（経費の内容）

第5条 経費に含まれる内容の内、直接経費に含まれるものは以下のとおりとする。

- (1) 潤滑油類（機械、ポンプ等で使用するオイル・グリス類）

- (2) 燃料費（作業用、車両用）
- (3) 維持管理用消耗品（補修塗料、ベルト、清掃用品、蛍光灯等）
- (4) 水質試験用消耗品（透視度計、温度計、残留塩素計、パックテスト、採水容器等）
- (5) 薬品費（汚泥脱水用高分子凝集剤、放流水滅菌用次亜塩素酸ナトリウム、水質測定装置用試薬等）
- (6) 測定装置用記録用紙、純水装置用フィルター

2 技術経費には、技術研究に係わる費用と技術報酬に係わる費用とし、これらに含まれるものは以下のとおりとする。また、これらについては、計画書として発注者に提供するものとする。

- (1) 浄化センター等の最適な運転方法の検討
- (2) 水処理・汚泥処理を適切かつ効率的に行うための費用
- (3) 業務の適切な遂行と一定の技術水準の確保を目的とした技術者の育成、有資格者の確保に要する費用。
- (4) 技術の向上、継承に資する内容の検討（検討内容については発注者と協議）
- (5) 主要機器（主ポンプ、攪拌機、脱水機、電気設備等）のオーバーホール修繕に係る資料

3 間接業務費に含まれるものは以下のとおりとする。

- (1) 安全衛生に関わる費用
- (2) 通信連絡に係る費用
- (3) 旅費交通費
- (4) 法定福利費及び福利厚生費

（受注者の要件）

第6条 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）

第2条の規定による下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

2 平成25年度以降において、下水処理能力水量が日最大値で10,000m³/日以上
の下水道終末処理場の運転管理業務について、元請（共同企業体にあつては、出資
比率50%以上のものに限る。）としての業務実績（3年間以上の複数年契約を締結し
たものに限る。）を有している者であること。

(業務総括責任者等の要件)

第7条 仕様書第9条に規定する実務経験等の要件は次のとおりとする。

(1) 業務総括責任者

業務総括責任者の資格要件として次のアからウの全てを満たすものとする。

ア 下記の①又は②を満たす下水道終末処理場における維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作・監視等の業務）が3年以上であること。

① 下水処理能力水量が日最大値で 10,000 m³以上

② 処理方式がオキシデーションディッチ法による場合にあっては、下水処理能力水量が日最大値で 2,000 m³以上

イ 水処理設備及び汚泥処理設備（脱水処理工程以上）を有する下水道終末処理場の総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が3年以上であること。

ウ 下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者又は下水道技術検定（第3種）の合格者であること。

(2) 業務副総括責任者

業務副総括責任者の資格要件として次のア及びイを満たすものとする。

ア 下記の①又は②を満たす下水道終末処理場における維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作・監視等の業務）が3年以上であること。

① 下水処理能力水量が日最大値で 5,000 m³以上

② 処理方式がオキシデーションディッチ法による場合にあっては、下水処理能力水量が日最大値で 2,000 m³以上

イ 下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者又は下水道技術検定（第3種）の合格者であること。

(業務の期間)

第8条 業務の期間は令和8年11月1日から令和11年10月31日までとし、準備期間については、契約日から令和8年10月31日までとする。

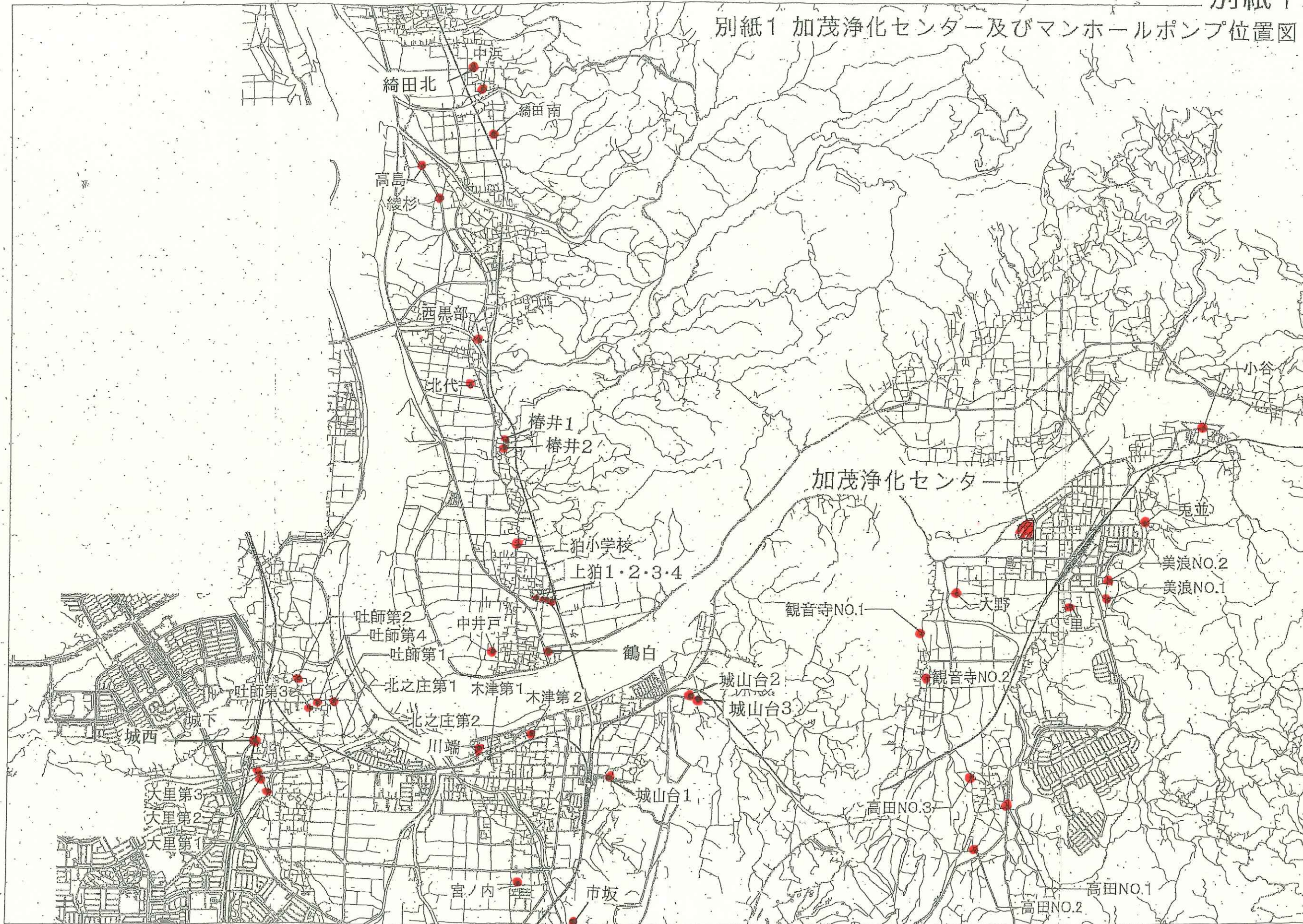
(用語の定義)

第9条 本仕様書に使用する用語のうち、その定義が明確でないものについては、次に定めるところによる。

- (1) 下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－（社団法人 日本下水道協会発行 2020 年版）
- (2) 下水道維持管理指針（公益社団法人 日本下水道協会発行 2014 年版）

別紙 1

別紙1 加茂浄化センター及びマンホールポンプ位置図



加茂浄化センター主要施設一覧表

令和 8 年 6 月 25 日現在

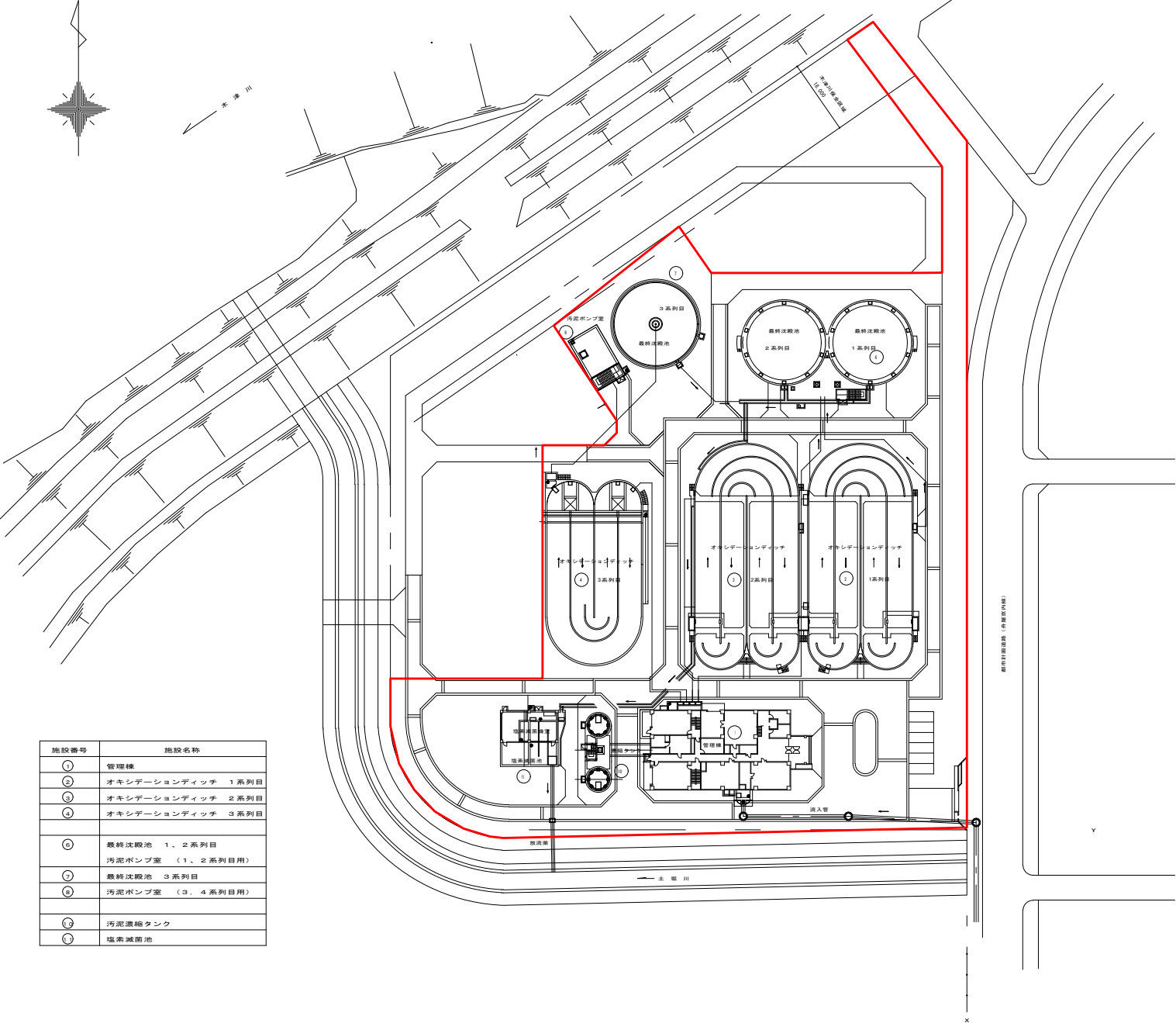
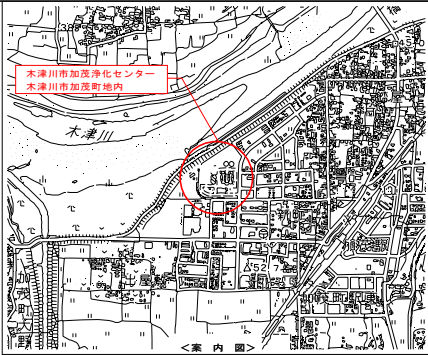
名 称	個 数	構 造	能 力
流入渠	1 式	遠心力鉄筋コンクリート管 φ 800 mm	流量約 0.23 m ³ /sec
汚水沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造り 砂溜り、バースクリーン 破砕機	バースクリーン w1.0m×h2.3m 破砕機 縦型 2 軸回転式 4.5 m ³ /分
主ポンプ設備	5 台	水中ポンプ ポンプ井攪拌機	φ 200 mm×3.55 m ³ /min 5 台 水中ミキサー φ 300mm 2 台
オキシデーション ディッチ槽	3 池	鉄筋コンクリート造り 幅 × 延長 × 有効水深 6.0m×201.8m×2.5m・2 池 5.5m×162.2m×3.0m・1 池	滞留時間 24hr 横軸型エアレーター設備 2 台 縦軸型エアレーター設備 4 台
最終沈殿池	3 池	鉄筋コンクリート造り 円形放射流式 φ 20m×有効水深 3.5m・2 池 φ 21m×有効水深 3.5m・1 池	水面積負荷 8～10 m ³ /m ² ・日 沈殿時間 8.7～10.5hr 越流負荷 25～42 m ³ /m ² ・日 中央駆動式汚泥掻寄機 3 台 返送汚泥ポンプ φ 150mm×2.1 m ³ /min4 台 φ 150mm×1.9 m ³ /min2 台
塩素滅菌池	1 池	鉄筋コンクリート造り 幅 2.0m×延長 7.5m×3 列 ×有効水深 2.5m	混和時間 15min 次亜塩貯留タンク 1 m ³ 2 基 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ 2 台
汚泥濃縮タンク	2 池	鉄筋コンクリート造り 円形放射流重力式 φ 5.5m×有効水深 3.0m	固形物負荷 45kg/m ² ・日 滞留時間 21.6hr 汚泥引抜ポンプ φ 80 mm×0.3 m ³ /min 2 台
汚泥脱水設備	2 台	圧入式スクリーブプレス 2 台 φ 700mm	運転時間 6 日/週 6hr/日 ろ過速度 スクリーブ プレス 202 kg・DS/hr
管理棟 (機械棟と合棟)	1 棟	鉄筋コンクリート造り 地下 1 階地上 2 階	中央管理室・水質試験室 事務室・会議室・汚水沈砂池 ポンプ室・脱水機室・薬注室 電気室
受変電設備	1 式		受電電力 345KW 受電電圧 6.6KV、設備 600KVA
自家発電設備	1 基	ディーゼルエンジン式発電機	210V、200KW、250KVA
放流渠	1 式	円形管 φ 700 mm	
< 参 考 >			

加茂浄化センターの概要

区 分	規 模	
	認可計画	現況・実績
計画排水面積	2 4 3 h a	2 3 5.7 2 h a
排除方法	分流式	分流式
計画処理人口	1 7,0 0 0 人	(1 0,1 7 1 人)
日平均汚水量	6,4 0 0 m ³ /日	(3,0 4 8 m ³ /日)
日最大汚水量	8,0 0 0 m ³ /日	(晴天時 3, 3 2 0 m ³ /日) (雨天時 6, 4 2 0 m ³ /日)
時間最大汚水量	1 5,1 0 0 m ³ /日	1 5,1 0 0 m ³ /日
処理効率 BOD	2 0 0 mg/L → 1 5 mg/L	
〃 SS	1 8 0 mg/L → 2 7 mg/L	
処理場用地面積	2.2 h a	
処理方式	オキシデーショondiッチ方式	
処理設備	3 / 4	

() 内は令和 7 年度の実績を示す。

年度	流入下水量(m ³ /年)	脱水ケーキ量(t/年)
令和 3 年度	1,164,610	763
令和 4 年度	1,107,430	775
令和 5 年度	1,124,790	770
令和 6 年度	1,112,630	805
令和 7 年度	1,081,740	751

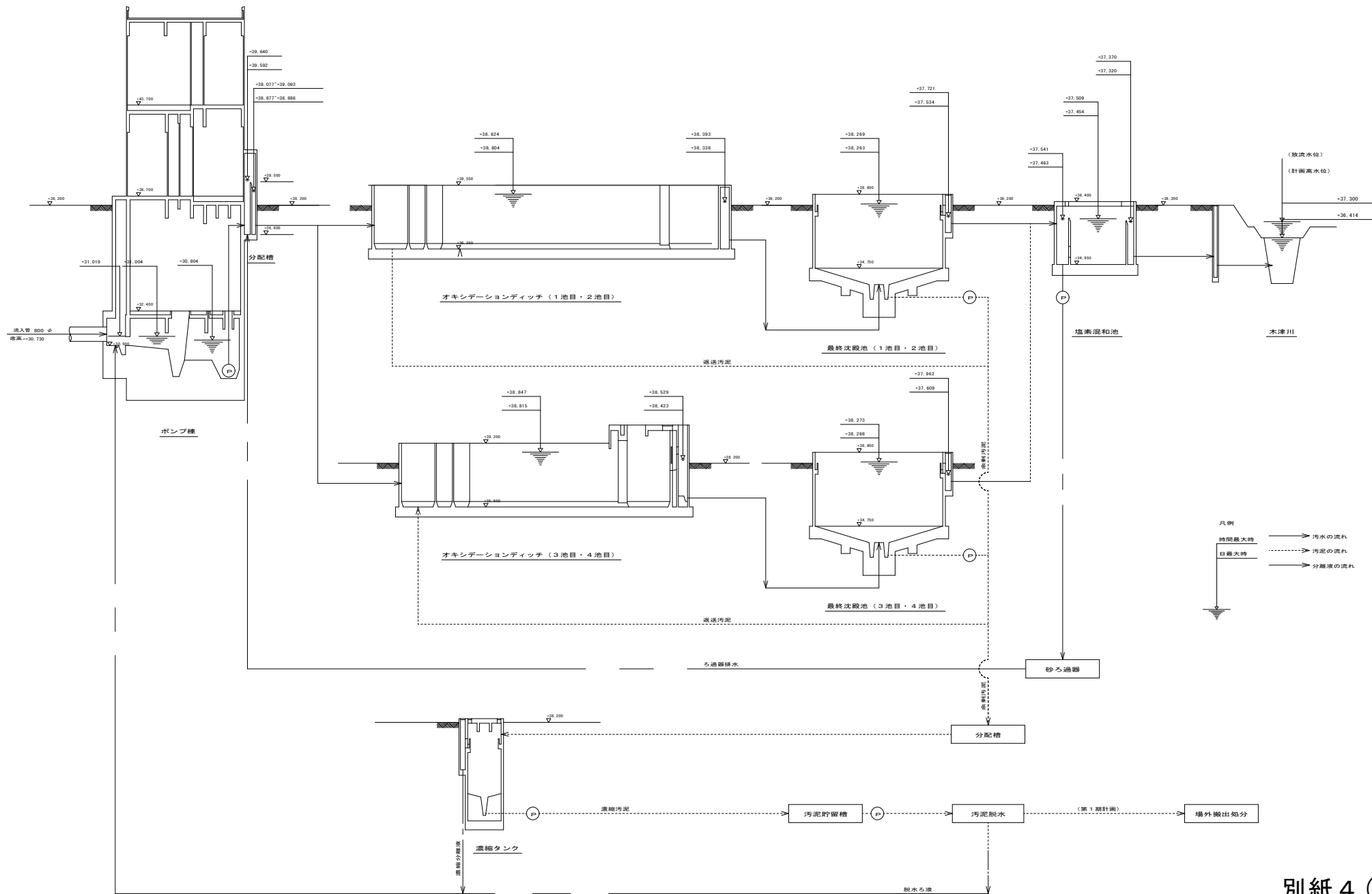


施設番号	施設名称
①	管理棟
②	オキシデーションディッチ 1系列目
③	オキシデーションディッチ 2系列目
④	オキシデーションディッチ 3系列目
⑤	最終沈殿池 1、2系列目
⑥	汚泥ポンプ室 (1、2系列目用)
⑦	最終沈殿池 3系列目
⑧	汚泥ポンプ室 (3、4系列目用)
⑨	汚泥濃縮タンク
⑩	塩素滅菌池

業務委託範囲

別紙 3

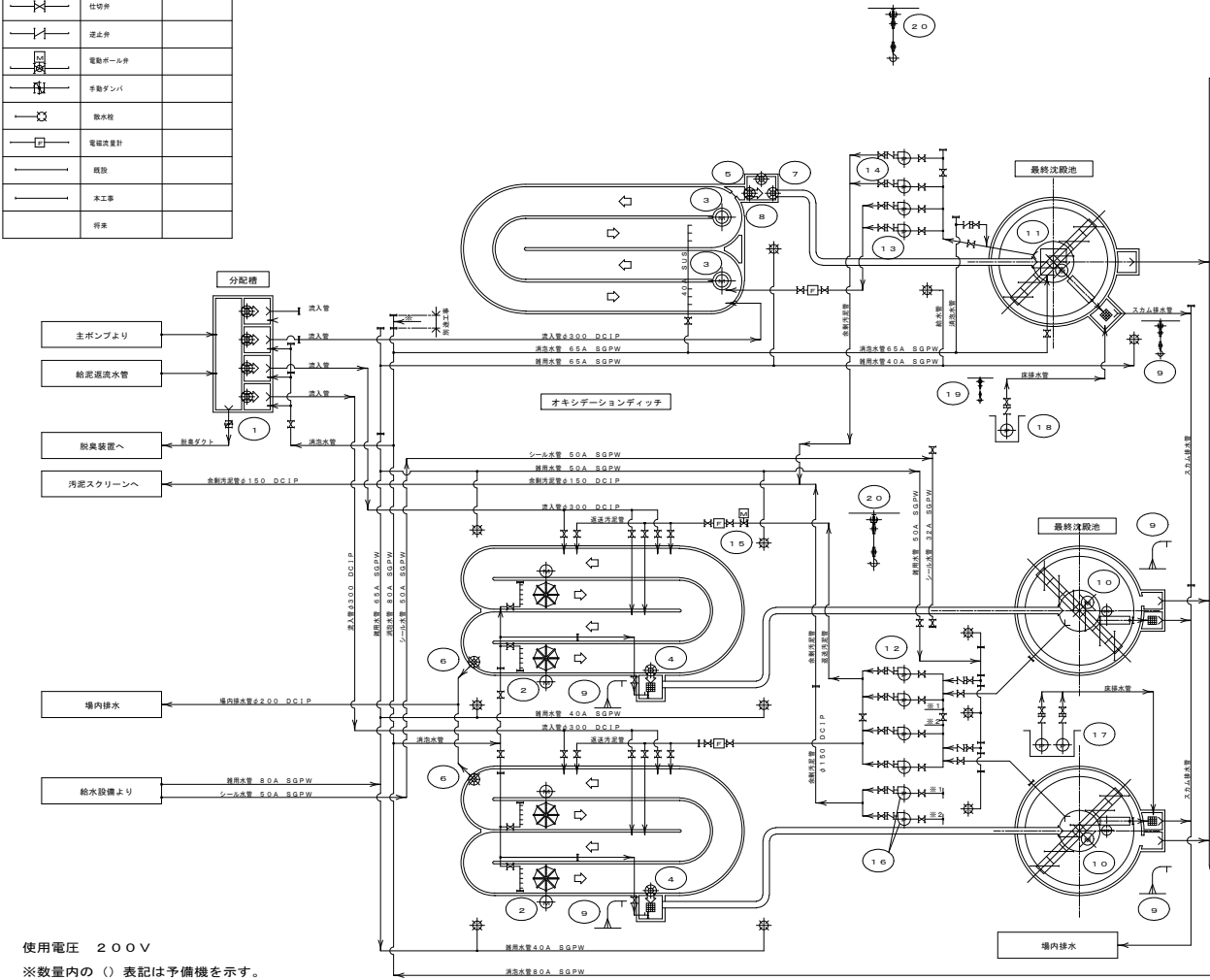
施設名	木津川市 加茂浄化センター		
図面名称	平面図	縮尺	1/500
換収年月		図面種別コード	
設計管理		業務委託番号	
受託業者		図面番号	



別紙 4 (1/5)

施設名	木津川市 加茂浄化センター		
図面名称	水位関係図	縮尺	V=1/100 H=1/200
検収年月		図面種別コード	
設計管理		業務委託番号	
受託業者		図面番号	

記号	名称	備考
	仕切弁	
	止弁	
	電動ボール弁	
	手動ダンパ	
	散水栓	
	電圧計	
	配管	
	工事	
	将来	

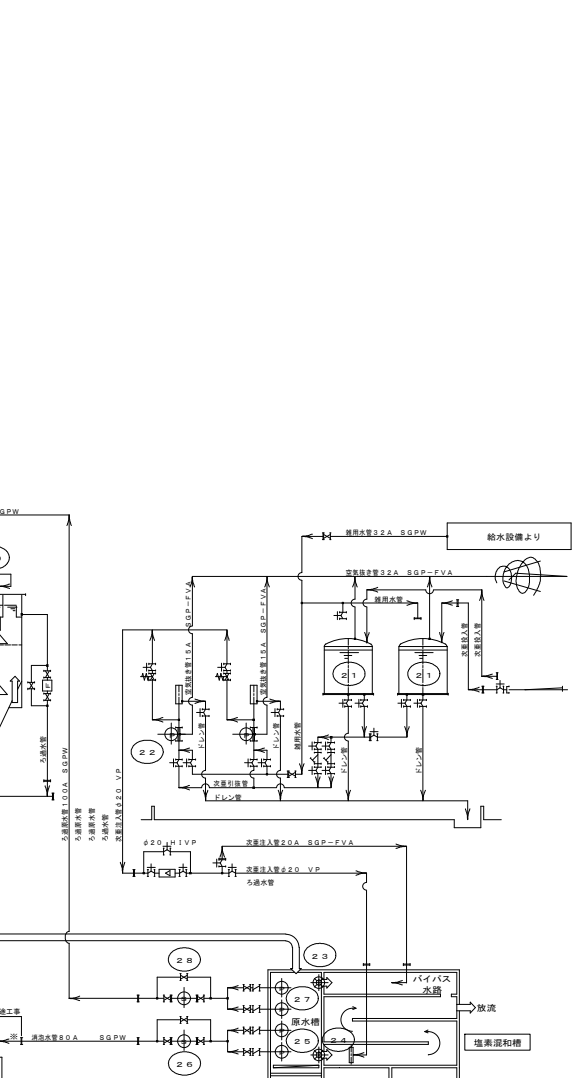


使用電圧 200V
※数量内の () 表記は予備機を示す。

12	1、2系選送汚泥ポンプ	4	4	吸込スクリー付汚泥ポンプ	2.2	
11	終洗汚泥かき寄せ機 (2)	1	2	中央駆動支柱形	0.4	パイプスチ
10	1、2系終洗汚泥かき寄せ機	2	2	中央駆動支柱形	0.4	パイプスチ
9	かご式スカム分離機	5	6	定置式スカムかご (吊上装置付)	—	
8	OD連絡ゲート	1	1	外ネジ式鉄製仕切ゲート	—	
7	OD流出ゲート	1	2	外ネジ式鉄製仕切ゲート	—	
6	OD排水ゲート	2	2	外ネジ式鉄製仕切ゲート	—	
5	OD流出可動堰 (2)	1	2	鉄製手動可動堰	—	
4	OD流出可動堰 (1)	2	2	鉄製手動可動堰	—	
3	OD攪拌機 (2)	2	4	縦軸型	30	
2	1、2系OD攪拌機	4	4	縦軸型機械式曝気装置 (直線水路部設置)	37	VVVF
1	OD流入可動堰	1	3	鉄製手動可動堰	—	今回 N=1-3
番号	機器名	既設 数量	今回 数量	機器仕様	電機 kW	備考

24	原水格バイパスゲート	1	1	外ネジ式鉄製仕切ゲート	—	
23	塩室バイパスゲート	1	1	外ネジ式鉄製仕切ゲート	—	
22	次亜注入ポンプ	1	2	タイフラム式定量ポンプ	0.7	VVVF
21	次亜貯留タンク	1	2	立式定置式	—	
20	補機室搬入吊上装置	2	2	ギヤードトロリ付チェーンブロック	1.0t	
19	床排水ポンプ (2) 吊上装置	1	1	手動チェーンブロック	—	
18	床排水ポンプ (2)	1	1	水中ポンプ	2.2	
17	床排水ポンプ (1)	2	2	水中ポンプ	1.5	
16	1、2系余剰汚泥ポンプ	1	2	電込スクリー付汚泥ポンプ	1.5	
15	選送汚泥弁	1	1	鉄製外ネジ式電動仕切弁	0.4	
14	余剰汚泥ポンプ	2	2	電込スクリー付汚泥ポンプ	1.5	
13	選送汚泥ポンプ (2)	2	4	電込スクリー付汚泥ポンプ	3.7	
番号	機器名	既設 数量	今回 数量	機器仕様	電機 kW	備考

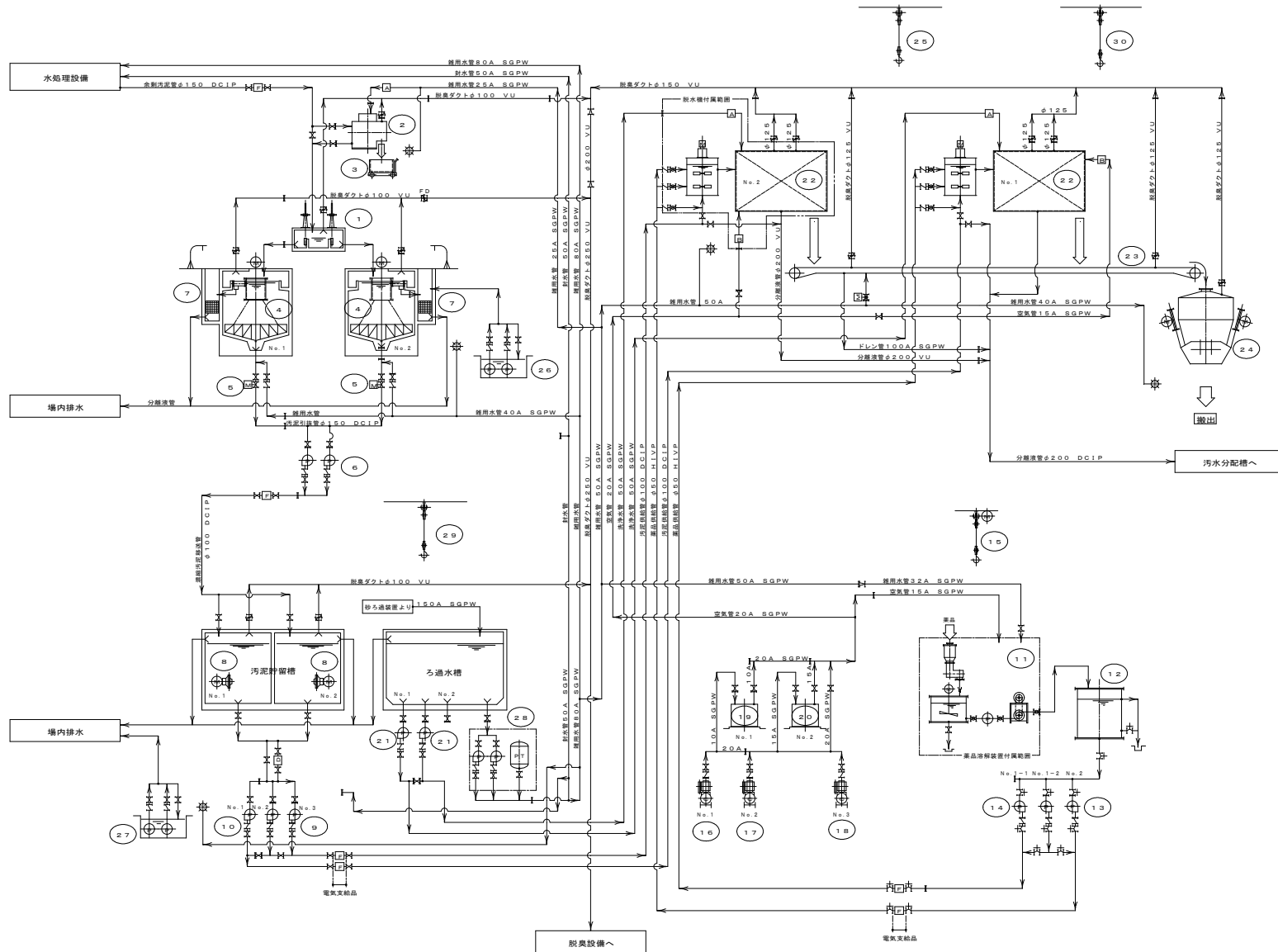
35	汚泥水ポンプ吊上装置	1	1	ギヤードトロリ付チェーンブロック	—	
30	場内用空気圧縮機	1	2	パッケージ形スクリー式	1.5	
29	場内用砂ろ過装置	1	2	砂ろ過装置	—	
28	場内用ストレーナ	1	1	自動洗浄ストレーナ	0.4	制御盤付
27	場内用原水ポンプ	1	2	水中ポンプ	3.7	省エネルギー 器具利用
26	汚泥水ポンプ用ストレーナ	1	1	自動洗浄ストレーナ	0.4	制御盤付
25	汚泥水ポンプ	1	2	水中ポンプ	3.7	省エネルギー 器具利用
番号	機器名	既設 数量	今回 数量	機器仕様	電機 kW	備考



別紙 4 (2/5)

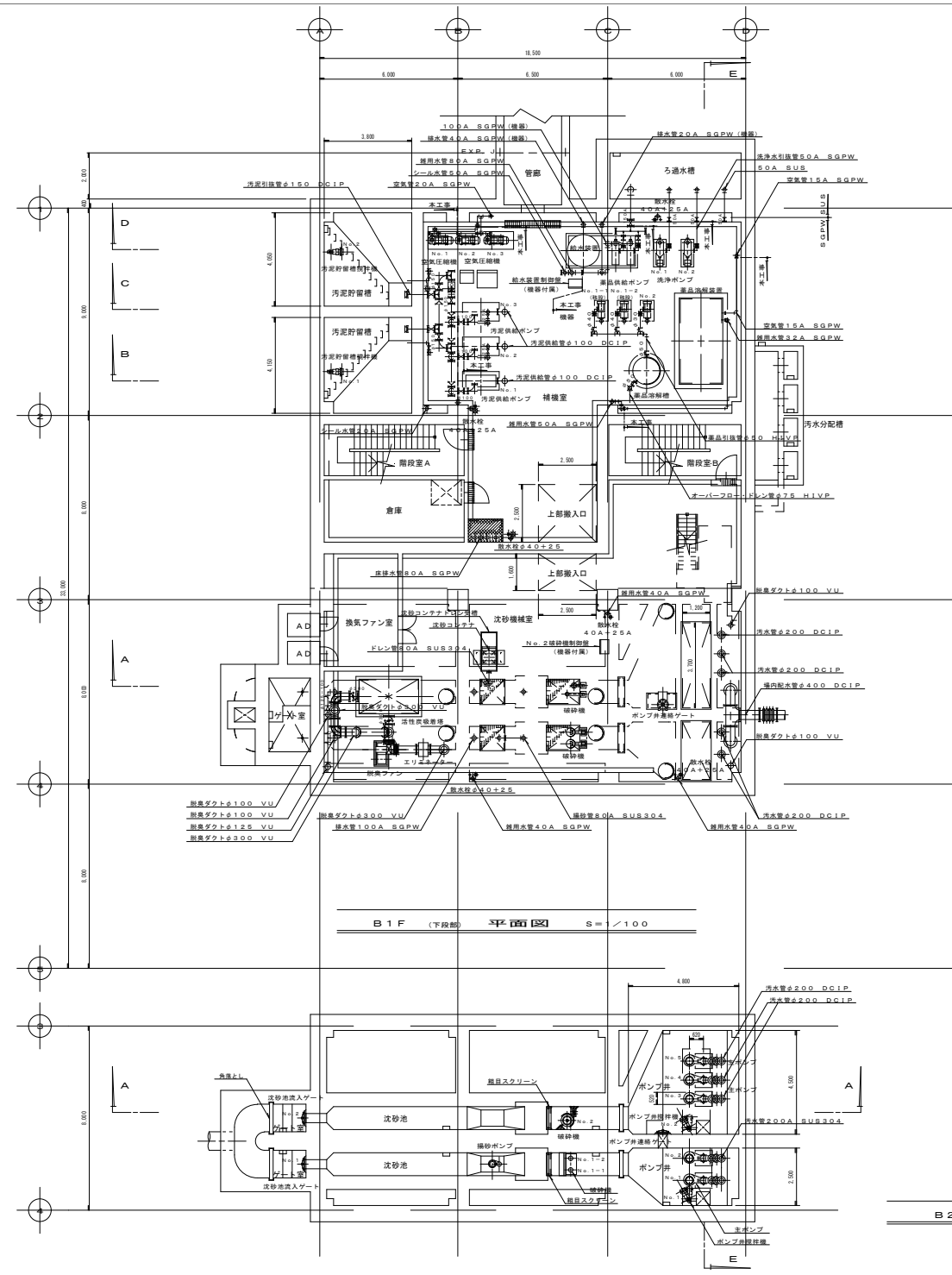
施設名	木津川市 加茂浄化センター		
図面名称	水処理設備 フローシート	縮尺	—
検収年月		図面種別コード	
設計管理		業務委託番号	
受託業者		図面番号	

記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
	仕切弁			電動弁			電動流量計	電気支給品
	逆止弁			電動バタフライ弁				
	電動ボール弁						今回工事	
	電動仕切弁						既設	

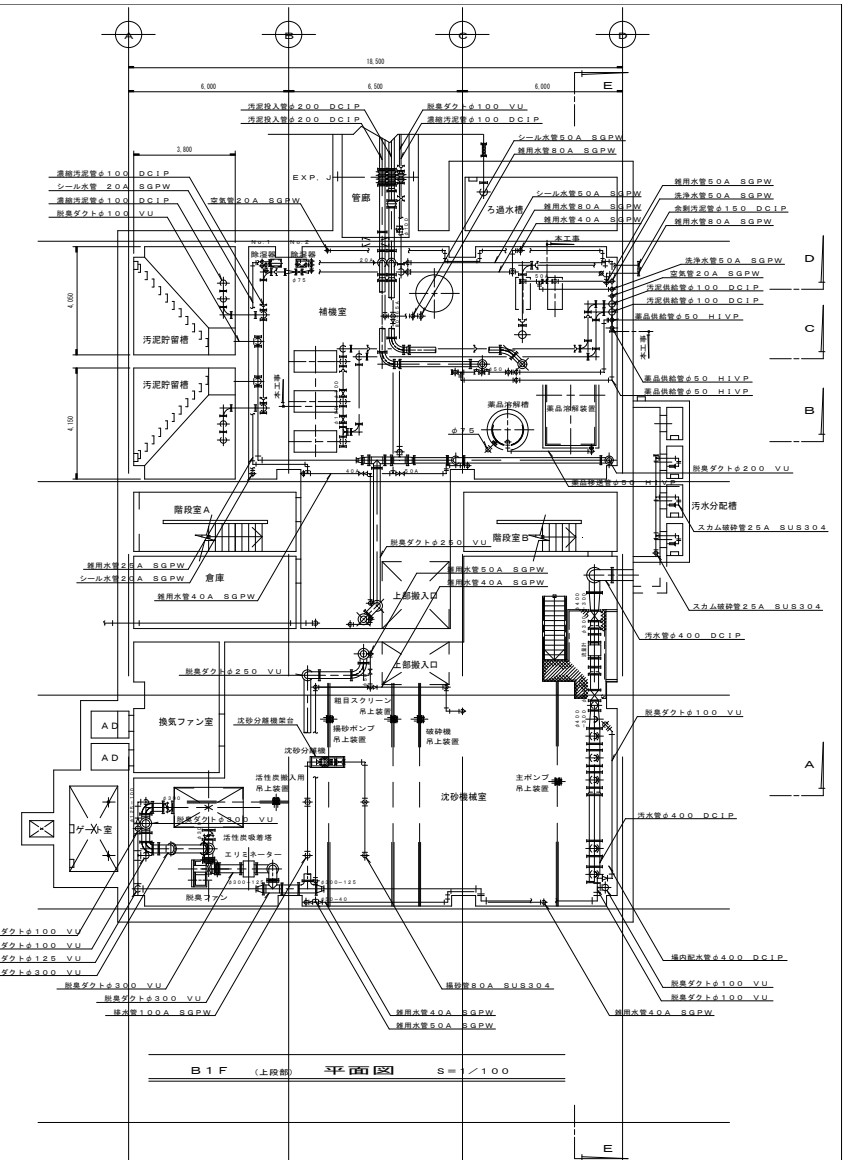


30	脱水機室用吊上装置	1	1	ギヤードトロリ付手動チェーンブロック 2.0 t x 1.5 m	—		
29	地下室搬入吊上装置	1	1	ギヤードトロリ付手動チェーンブロック 3.0 t x 1.5 m	—		
28	給水装置	—	1	圧力タンク式給水ユニット φ50×320 L/分×32 m	3.7	制御盤含む 機械交換	
27	管理棟排水ポンプ	2	2	水中汚水汚物ポンプ (1) φ65×0.4 m ³ /分×8 m	1.6		
26	汚泥溜槽排水ポンプ	2	(1)	水中汚水汚物ポンプ (1) φ65×0.4 m ³ /分×8 m	1.6		
25	脱水機点検用吊上装置	1	1	ギヤードトロリ付手動チェーンブロック 2.0 t x 1.5 m	—		
24	ケーキホッパ	—	1	電動開閉角型 6.0 m ³	1.6	制御盤含む ×2	
23	脱水ケーキ搬出機	—	1	ベルトコンベヤ ベルト幅600W×長さ14.0 m	1.6		
22	No. 1、2汚泥脱水機	1	2	圧入式スクリーンレス脱水機 (1型) φ700	6.9	制御盤含む (寿命) 今回No. 2	
21	No. 1、2洗浄ポンプ	1	(1)	2 多段渦巻ポンプ (1) φ40×0.2 m ³ /分×4.9 m	3.7		
20	No. 2 除湿器	1	1	冷凍式 330 L/分	0.28		
19	No. 1 除湿器	—	1	冷凍式 300 Nt/分	0.2	100V	
18	No. 3 空気圧縮機	1	1	可搬式空気圧縮機 1.65 L/分×0.69 MPa	1.5		
17	No. 2 空気圧縮機	1	1	可搬式空気圧縮機 80 L/分×0.83 MPa	1.5		
16	No. 1 空気圧縮機	—	1	可搬式空気圧縮機 300 Nt/分×0.4 MPa	2.2		
15	薬品搬入用ホイス	1	1	電動ホイス 0.5 t x 1.5 m	1.5		
14	No. 1-1、1-2 薬品供給ポンプ	—	2	2 軸ネジ式汚泥ポンプ (1) (1) φ40×1.3~3.8 L/分×2.0 m	1.6	VVVF 稼働	
13	No. 2 薬品供給ポンプ	—	1	1 軸ネジ式汚泥ポンプ φ32×8~2.5 L/分×2.0 m	0.76	VVVF	
12	薬品溶解槽	—	1	1 鋼板製内筒槽 有効容量1.0 m ³	—		
11	薬品溶解装置	—	1	1 瞬間連続溶解装置 φ10 L/分×2.0 m	10.7		
10	No. 1 汚泥供給ポンプ	1	1	1 軸ネジ式汚泥ポンプ φ100×6.7~2.1 m ³ /分×2.0 m	5.5	VVVF	
9	No. 2、3 汚泥供給ポンプ	—	2	2 軸ネジ式汚泥ポンプ (1) (1) φ100×5.8~1.7.4 m ³ /分×2.0 m	5.5	VVVF	
8	汚泥貯留槽攪拌機	—	2	2 水中ミキサー	2.4		
7	濃縮タンク かご式スクラム分離機	1	1	2 定置式スクラム (吊上装置付) 0.5 t x 1.5 m x 0.12 m ³	—		
6	濃縮汚泥引抜ポンプ	—	2	2 無断差型汚泥ポンプ (1) (1) φ80×0.3 m ³ /分×3 m	1.6		
5	濃縮汚泥引抜弁	2	2	2 電動仕切弁 φ150	0.4		
4	濃縮汚泥かき寄せ機	1	1	2 中央駆動懸垂形 φ5.5 m x 3.0 m H	0.4		
3	しきコンテナ	2	2	2 SUS製角形コンテナ 0.1 m ³	—		
2	汚泥スクリーン	1	1	1 回転ドラム式スクリーン 2.1 m ³ /分	0.76	寿命単位	
1	汚泥分配槽	1	1	1 SUS製角形槽 1 m ³	—		
				m ²			
番号	機器名称	既設	今回	数量	機器仕入れ 数	電動機 (kw)	備考

使用電圧	200V		
※数量内の () 表記は予備機を示す。	別紙 4 (3/5)		
施設名称	木津川市 加茂浄化センター		
図面名称	汚泥処理設備 フローシート	縮尺	—
検収年月		図面種別コード	
設計管理		業務委託番号	
受託業者		図面番号	

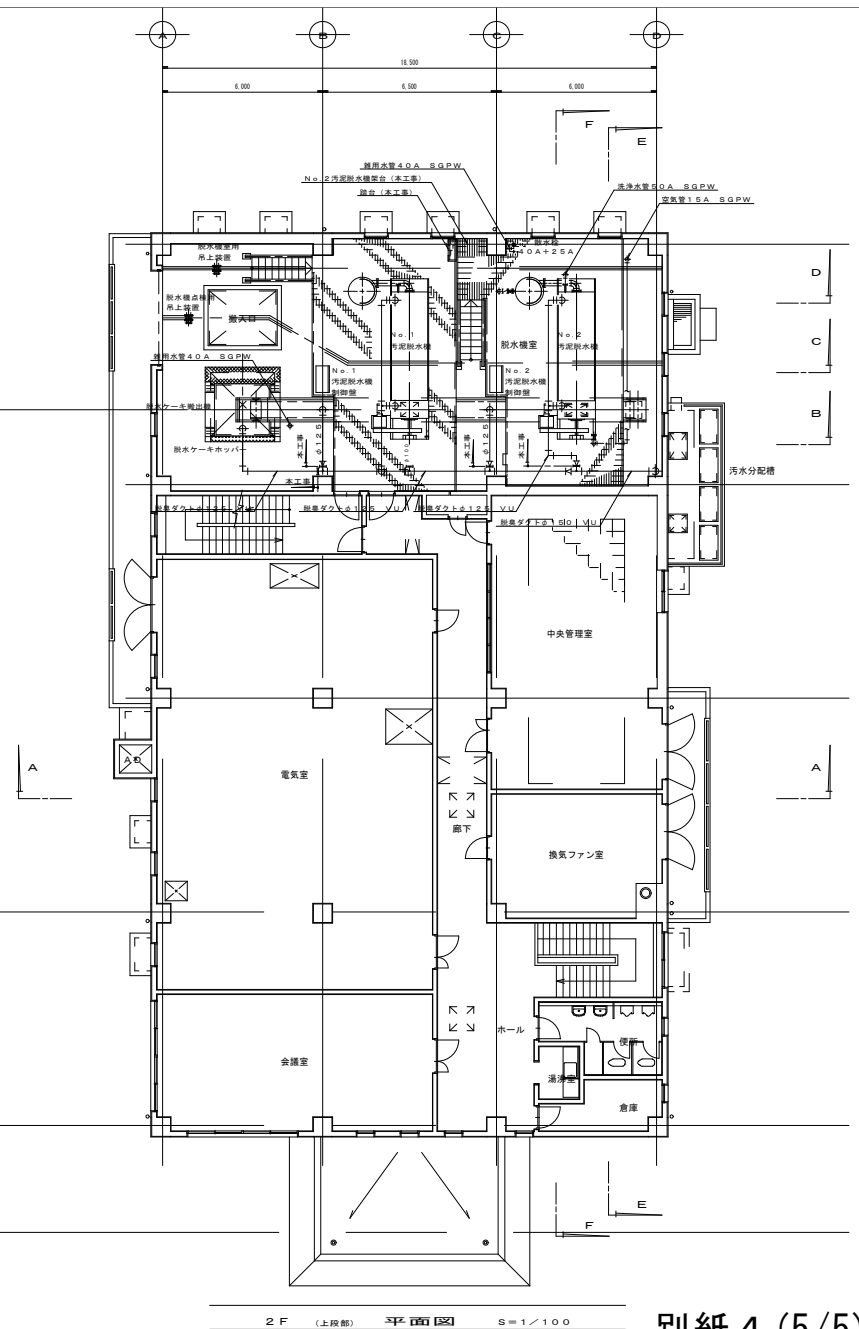
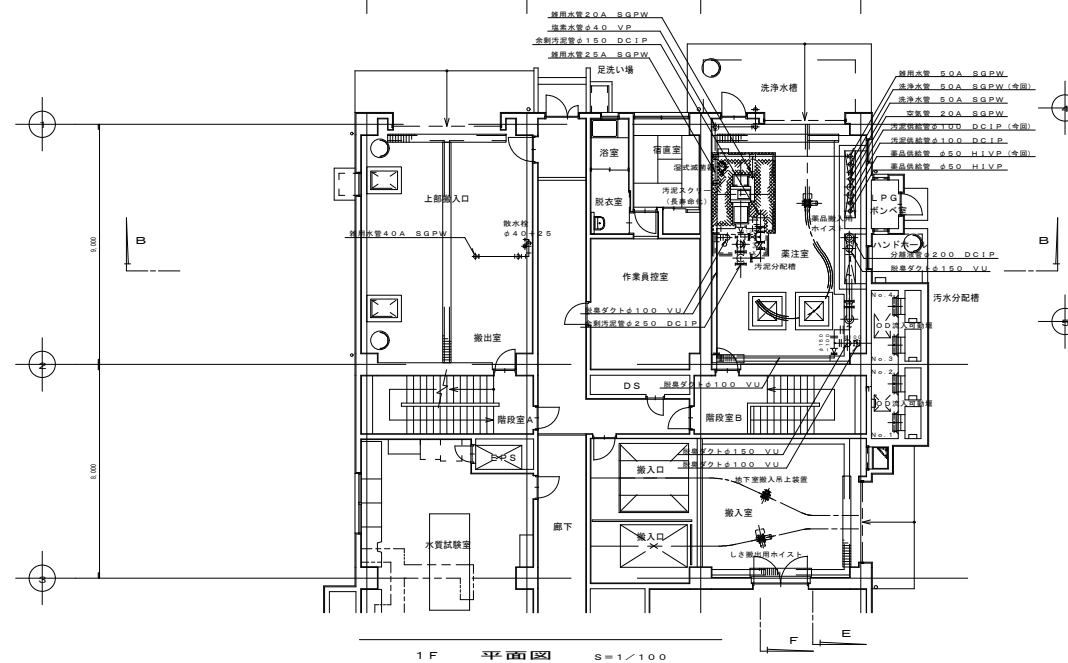
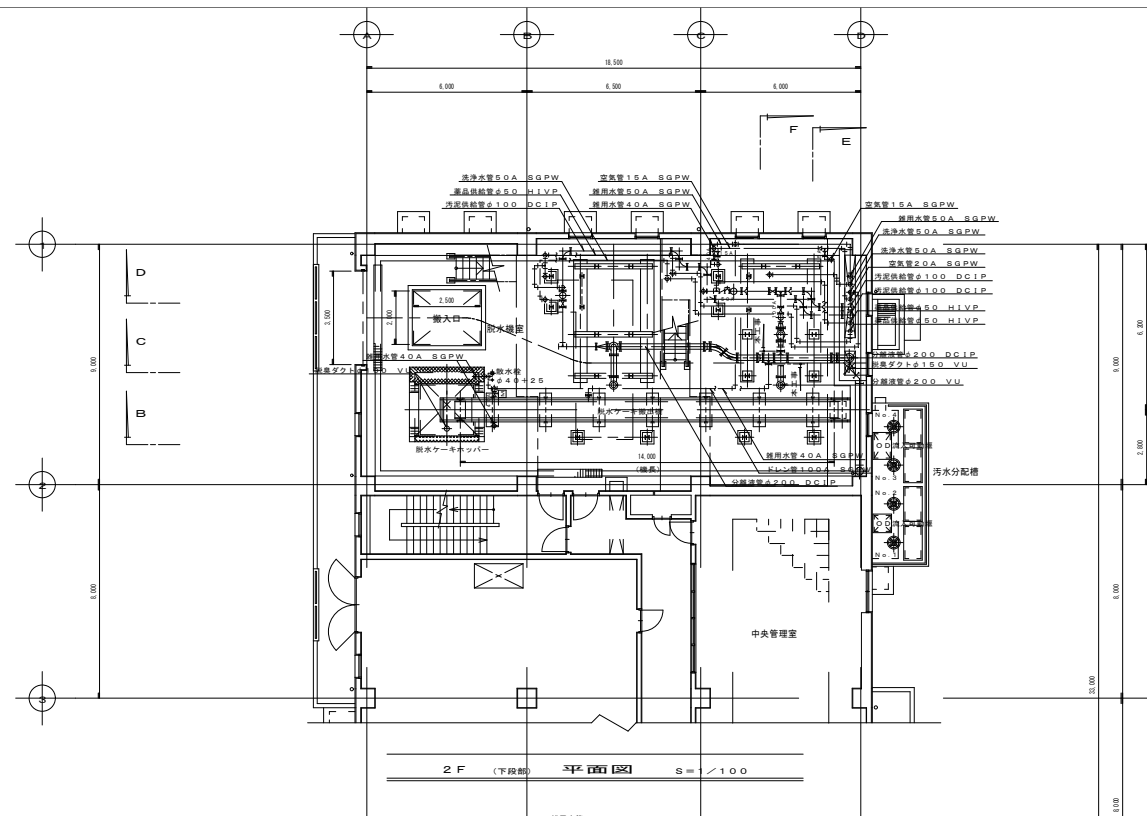


B2F 平面図 S=1/100



別紙 4 (4/5)

施設名	木津川市 加茂浄化センター		
図面名称	管理棟 平面図 (1)	縮尺	1/100
検収年月		図面種別コード	
設計管理		業務委託番号	
受託業者		図面番号	



別紙 4 (5/5)

施設名	木津川市 加茂浄化センター		
図面名称	管理棟 平面図 (2)	縮尺	1/100
検収年月		図面種別コード	
設計管理		業務委託番号	
受託業者		図面番号	

加茂浄化センター運転管理要領

(目的)

第1条 この要領は、加茂浄化センターの運転管理に係る基本事項を定めるものである。

(運転水位)

第2条 下水管渠から溢水事故を防止するため、処理場流入管渠の水位は、T. P. 31. 170m以内で運転すること。

(揚水ポンプの運転)

第3条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。

(予備機の運転)

第4条 予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼動機械と交代して運転するものとする。

(運転操作に係る指標)

第5条 処理場からの放流水は、水質汚濁防止法、下水道法、及びそれらの関連法令が定める水質基準を遵守しなければならない。

BOD、SSについては、次の値を放流目標水質とする。

BOD	15mg/L以内
SS	27mg/L以内

2 脱水機の運転については次の値を運転目標とする。

スクリーンプレス式

脱水ケーキ含水率(年平均%)	85.0 以下
凝集剤平均注入率(DS 当たり%)	1.5
凝集剤使用量(月平均 kg)	170

3 施設の運転に当たっては、効率良く運転管理を行うとともに、その運営は担当職員と打ち合わせの上、無駄な経費がかからないようにする。特に、契約電力は電力会社との需給契約により定められているので遵守しなければならない。

契約電力 高圧負荷率別契約S

前年度最大需要電力 (令和 7年9月 113KW)

過年度最大需要実績 (平成21年8月 167KW)

加茂浄化センター保守点検作業基準一覧表

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(1) 沈砂池設備	沈砂池流入ゲート	鋳鉄製電動ゲート	1 開度の確認		6ヶ月	1 スピンドルのグリス塗布 2 電流値の測定 3 ゲート開閉動作、動作時間の確認
					1年	1 絶縁抵抗測定
	粗目スクリーン	バースクリーン垂直型	1 外観の確認 2 し渣等のからみ確認		6ヶ月	1 外観、発錆、腐食の確認
	破砕機	二軸回転式	1 電流値の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 異物の確認 2 軸受部減速機のグリス給脂
					1年	1 作動状態の確認 2 絶縁抵抗測定
	吊上装置 粗目スクリーン 破砕機 楊砂ポンプ 主ポンプ 活性炭搬入用 終沈ポンプ室 消泡水ポンプ	ギヤードトロリー付チェーンブロック	1 収納位置の確認	1 フック、チェーンの確認 2 腐食の確認	6ヶ月	1 チェーンへのオイル塗布 2 作動確認
	し渣搬出用ホイスト	走行巻上電動ホイスト	1 収納位置の確認	1 クレーン定期自主点検に準ずる	1年	1 法定点検に準ずる
	排水弁	手動式偏心構造弁			1年	1 発錆、腐食の確認

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(1) 沈砂池設備	揚砂ポンプ	水中サンドポンプ	1 電流値、吐出圧力の確認 2 異音、振動、水漏れの確認		6ヶ月	1 羽根車の確認 2 エア抜き口確認 3 キャブタイヤケーブルの損傷の確認 4 異物、閉塞物の確認
					1年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定
	沈砂分離機	サイクロン型	1 作動状態の確認 2 異音、振動の確認	1 揚砂量の確認 2 沈砂分離状態の確認	6ヶ月	1 本体損傷の確認
					1年	1 内部変形、異物の確認
	ポンプ井連絡ゲート	鋳鉄製手動式ゲート			6ヶ月	1 スピンドルのグリス塗布 2 開閉作動の確認
	主ポンプ	水中汚水ポンプ	1 電流値、吐出圧の確認 2 異音、振動の確認		1年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定
	ポンプ井攪拌機	水中攪拌機	1 作動状態の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 攪拌状態の確認
					1年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1 ヶ月	その他(3～6 ヶ月、1 年)	
(2) OD 設備	OD 流入可動堰	铸铁製手動式可動堰	1 開度指示の確認		6 ヶ月	1 スピンドルグリス塗布 2 開閉作動の確認
	OD 流出可動堰	铸铁製手動式可動堰	1 開度指示状況の確認		6 ヶ月	1 スピンドルグリス塗布 2 開閉作動の確認
	OD 排水ゲート	铸铁製手動式制水扉	1 開度指示状況の確認		6 ヶ月	1 スピンドルグリス塗布 2 開閉作動の確認
	2 系 OD 攪拌機	横軸ローター式	1 電流値の確認 2 作動状態の確認 3 異音、振動、油量の確認		6 ヶ月	1 Vベルトの摩耗、損傷の確認 2 グリス給脂 3 軸受け温度測定
					1 年	1 振動測定 2 ギヤカップリングのグリス給脂 3 オイル交換 4 絶縁抵抗測定
	1、3 系 OD 攪拌機	縦軸ローター式	1 電流値の確認 2 運転状態の確認 3 異音、振動の確認 4 油量の確認		1 年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(3)最終沈澱池設備	終沈汚泥掻寄機	中央駆動装置	1 電流値の確認 2 作動状態の確認 3 発錆、腐食の確認		1年	1 オイル交換 2 グリス補給 3 絶縁抵抗測定
	返送汚泥引抜ポンプ	無閉塞形汚泥ポンプ	1 電流値、吐出圧の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 Vベルトの摩耗損傷の確認
					1年	1 オイル交換 2 羽根車の確認 3 メカニカルシールの確認 4 点検清掃 3 絶縁抵抗測定
	終沈床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	1 電流値、吐出圧力の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 ピット内点検清掃 2 自動運転確認
					1年	1 オイル交換
	返送汚泥引抜弁 余剰汚泥引抜弁	バルブコントローラー	1 開度の確認 2 作業状況の確認		6ヶ月	1 開閉動作の確認
					1年	1 グリス補給 2 絶縁抵抗測定
	スカム吊上装置	手動巻上ウィンチ式	1 収納位置の確認		1年	1 フック、ワイヤーロープ点検 2 発錆、腐食の確認

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(4) 次亜塩設備	次亜塩貯留タンク	F R P円筒型	1 本体変形の確認 2 液漏れの確認			
	次亜塩注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ	1 異音・吐出圧の確認 2 注入量の確認 3 液漏れ、異音の確認		1年	1 点検清掃
(5) 用水設備	塩素混和バイパスゲート 原水槽バイパスゲート	铸铁製手動式制水扉	1 開度の確認		6ヶ月	1 スピンドルのグリス塗布 2 開閉作動の確認
	消泡水ポンプ 場内用原水ポンプ	水中用水ポンプ	1 電流値、吐出圧の確認 2 異音、振動の確認 3 水漏れ確認		1年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定
	消泡水用オートストレーナ 場内用原水用オートストレーナ	自動洗浄ストレーナ	1 差圧計の確認 2 作動状態の確認		6ヶ月	1 差圧スイッチ点検 2 逆洗浄、排水バルブの動作確認 3 エLEMENTの清掃 4 絶縁抵抗測定
	場内用砂ろ過装置	移床式上向流連続砂ろ過器	1 作動状態の確認		1年	1 ろ過砂量の確認
	場内用空気圧縮機	パッケージ型スクロール圧縮機	1 作動状態の確認 2 圧力計の確認 3 異音、振動の確認 4 オイル量の確認		6ヶ月	1 Vベルトの摩耗、損傷の確認 2 エアフィルターの手入れ 3 安全弁の点検
					1年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(5) 用水設備	吊上装置 終沈ポンプ室搬入 消泡水ポンプ 場内用原水ポンプ	ギヤードトロリー付チェーンブロック	1 収納位置の確認	1 フック、チェーンの確認 2 腐食の確認	6ヶ月	1 チェーンへのオイル塗布 2 作動確認
(6) 脱臭設備	脱臭ファン	FRPターボファン	1 電流値の確認 2 軸受温度の測定 3 異音、振動の確認		6ヶ月	1 Vベルトの張り確認 2 エリミネーター清掃 3 グリス補給
					1年	1 Vベルトの摩耗、損傷の確認 2 絶縁抵抗測定
	活性炭吸着塔	縦型カートリッジ式 3層	1 漏れの確認 2 マノメーター差圧の確認	1 有害ガス濃度測定		

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(7) 汚泥処理設備	汚泥スクリーン	回転ドラム式スクリーン	1 作動状態の確認 2 スクリーンの確認		6ヶ月	1 電流値の確認 2 チェーン張り確認
					1年	1 オイル交換 2 グリス補給 3 パーマグリス交換 4 絶縁抵抗測定
	濃縮汚泥掻寄せ機	中央駆動懸垂型	1 電流値の確認 2 作動状態の確認 3 異音、振動の確認		6ヶ月	1 グリス補給 2 発錆、腐食の確認
					1年	1 絶抵抗測定
	濃縮汚泥引抜きポンプ	無閉塞形汚泥ポンプ	1 電流値、吐出圧力の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 Vベルトの摩耗、損傷の確認
					1年	1 オイル交換 2 点検清掃 3 絶縁抵抗測定
	スカム吊上装置	手動巻上げウインチ	1 作動状態の確認		1年	1 外観の確認 2 作動の確認
	濃縮汚泥引抜弁	バルブコントローラ	1 開度指示状況の確認 2 作動状態の確認 3 異音、振動の確認		6ヶ月	1 開閉動作の確認
					1年	1 グリスの補給 2 絶縁抵抗測定
	汚泥貯留槽攪拌機	水中攪拌機	1 作動状態の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 攪拌状態の確認
					1年	1 オイル交換 2 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(7) 汚泥処理設備	汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	1 電流値、吐出圧の確認 2 異音、振動の確認 3 メカニカルシール部の液漏れ		6ヵ月	1Vベルトの摩耗損傷の確認 2 逆止弁の作動確認
					1年	1 点検清掃 2 絶縁抵抗測定
	薬品供給機	可変連続定量供給機	1 分散器の分散状態の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 電流値の測定 2 給水ストレーナー圧力の確認 3 分散器清掃
					1年	1 絶縁抵抗測定
	薬品溶解槽	縦型攪拌機	1 作動の確認 2 異音、振動の確認		6ヶ月	1 Vベルトの摩耗損傷の確認
					1年	1 槽内状況の確認 2 攪拌機点検 3 絶縁抵抗測定
	薬品供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	1 電流値、吐出圧の確認 2 異音、振動の確認 3 メカニカルシール部の液漏れ		6ヶ月	1Vベルトの摩耗損傷の確認 2 点検清掃
					1年	1 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(7) 汚泥処理設備	薬品搬入用ホイス	走行巻上電動ホイス	1 外観の確認	1 定期自主点検に準ずる	6ヶ月	1 定期自主点検に準ずる
					1年	1 年次点検 2 荷重試験
	空気圧縮機	小型空気圧縮機	1 作動状態の確認 2 圧力計の確認 3 異音、振動、発熱の有無 4 オイル量の確認		6ヶ月	1 エアークフィルターの清掃 2 安全弁の点検
					1年	1 Vベルトの摩耗損傷の確認 2 オイル交換 3 絶縁抵抗測定
	除湿器	エアードライヤー	1 作動状態の確認 2 異音、振動の確認 3 オートドレンの確認		6ヶ月	1 フィルター清掃 2 圧縮圧力確認
					1年	1 絶縁抵抗測定
	ろ布洗浄水ポンプ	多段渦巻ポンプ	1 電流値、吐出圧力の確認 2 異音、振動の確認 4 配管漏水の確認		6ヵ月	1 カップリングゴムの摩耗確認 2 グランドパッキンの確認
					1年	4 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1週間	その他(3～6ヶ月、1年)	
(7) 汚泥処理設備	スクリープレス脱水機	脱水機本体	1 スクリュー駆動電流値の確認 2 洗浄ノズル詰まり確認 3 空気圧の確認		6ヶ月	1 駆動チェーンの確認 2 外筒スクリーン表面の損傷、目詰まりの確認 3 洗浄水ノズルの詰まり確認 4 洗浄水ストレーナー清掃
		原液供給部	1 液漏れの確認		1年	1 オイル交換 2 グリス補給 3 絶縁抵抗測定
		凝集剤混和機	1 攪拌機の振動、異音の確認 2 電流値の確認 3 液漏れの確認 4 混和槽内の付着状態確認			
	ケーキ搬出コンベア	ベルトコンベア	1 電流値の確認 2 異音、振動の確認 4 ベルト蛇行、損傷の確認		6ヶ月	1 グリス補給 2 非常停止スイッチ作動確認
					1年	1 キャリア、リターン各ローラーの作動確認 2 スカートゴムの確認 3 受皿の清掃 4 絶縁抵抗測定

点検作業内容（建築付帯設備）1／3

設備名	機器名	分類	点検作業内容		
			日常点検	定期点検	
				その他(3～6 ヶ月、1 年)	
(1) 空調設備	水質試験室パッケージエアコン	床置ダクト接続形	1 運転状況の確認	6 ヶ月	1 フィルター清掃
				1 年	1 絶縁抵抗測定
	中央監視室エアコン	天井カセット シングル型	1 運転状況の確認	6 ヶ月	1 フィルター清掃
				1 年	1 絶縁抵抗測定
	電気室エアーフィルター	自動巻取エアーフィルター	1 差圧の確認 2 巻取り状態の確認	6 ヶ月	1 ロールフィルター汚れ状態確認
				1 年	1 絶縁抵抗測定
	水質試験室送風機 中央監視室送風機 沈砂機械室送風機 搬入室排風機 発電機室送風機 発電機室排風機	鋼板製片吸込シロッコファン	1 電流値の確認 2 異音、振動の確認	6 ヶ月	1V ベルトの摩耗損傷の確認
				1 年	1 絶縁抵抗測定
	沈砂機械室排風機 補機室送風機 水質試験室ドラフトチャンバー排風機	耐蝕吸込シロッコファン	1 電流値の確認 2 異音、振動の確認	6 ヶ月	1V ベルトの摩耗損傷の確認 2 軸受け部へのグリス補給
				1 年	1 絶縁抵抗測定
	電気室送風機 電気室排風機	鋼板製吸込シロッコファン	1 電流値の確認 2 異音、振動の確認	6 ヶ月	1V ベルトの摩耗損傷の確認 2 軸受け部へのグリス補給
				1 年	1 絶縁抵抗測定

設備名	機器名	分類	点検作業内容		
			日常点検	定期点検	
				その他(3～6ヶ月、1年)	
(1)空調設備	事務室パッケージエアコン 会議室パッケージエアコン	天井カセットツイン型	1 運転状況の確認	6ヶ月	1 フィルター清掃
	作業員控室ルームエアコン	壁掛型			
	宿直室ルームエアコン	床置型		1年	1 絶縁抵抗測定
	事務室空調換気扇 会議室空調換気扇 メンテ事務室空調換気扇 中央監視室空調換気扇	全熱交換機天井カセット型			
	宿直室空調換気扇	全熱交換機壁掛型			
	搬出室排風機 薬注室排風機 3階換気ファン室	鋼板製 有圧換気扇	1 運転状況の確認	1年	1 絶縁抵抗測定
	脱水機室排風機（3台）	耐食アルミ製屋上扇			
	水質試験室ドラフトチャンバー送風機 水質試験室排風機 2階換気ファン室	鋼板製 斜流ファン			
	書庫排風機 倉庫排風機 便所排風機（1階男女・2階） 脱衣室排風機	天井扇			
	湯沸室排風機（1、2階）	鋼板製消音形斜流ダクトファン			
	浴室換気扇	同時給排気連動式			

設備名	機器名	分類	点検作業内容		
			日常点検	定期点検	
				その他(3～6ヶ月、1年)	
(2) 電気設備	分電盤	配線用遮断器 漏電用遮断器	1 外観損傷の目視点検 2 表示器等による異常の確認	1 年	1 外観、接続部の損傷、腐食、過熱、変形緩みの確認 2 絶縁抵抗測定
(3) 避雷設備	避雷器	避雷針		1 年	1 外観、接続部の損傷、腐食、過熱、変形緩みの確認
	接地極			1 年	1 外観、接続部の損傷、腐食、過熱、変形緩みの確認 2 接地抵抗測定
(4) その他	排煙ダンパー			1 年	1 外観・損傷の確認 2 開閉動作の確認

点検作業内容（電気設備）1／2

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(1) 受電設備	受電盤		1 外観損傷の目視点検 2 表示器等による異常の確認	1 異物の付着確認 2 損傷・油漏れ及び亀裂の確認 3 指示計・表示灯類の確認 4 異音・異臭の確認	1年	1 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形・緩みの確認
	接地極		1 接続部の緩みの確認		1年	1 接地抵抗測定
(2) 直流電源設備	汎用ミニ UPS		1 異音・過熱・異臭の確認 2 表示器等による異常の確認		1年	1 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形・緩みの確認
(3) 電線路設備	地中電線路	高圧ケーブル	埋設部周辺の地盤沈下の確認		1年	1 外部、接続部の損傷、変形、緩みの確認
	架空電線路	引き込み電線	樹木の接触の確認		1年	1 外部、接続部の損傷、変形、緩みの確認

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1ヶ月	その他(3～6ヶ月、1年)	
(4) 自家発電設備	エンジン	ディーゼルエンジン(360PS)	1 外観の確認 2 潤滑油量の確認 3 冷却水の確認 4 異音、異臭の確認	1 外観の確認、保守運転(無負荷運転) 2 損傷・油漏れ及び亀裂の有無 3 指示計・表示灯類の確認 4 異音・異臭・振動の有無 5 温度の確認	1年	1 実負荷運転
	発電機	250KVA				
	燃料小出槽		1 外観、油量の確認 2 油漏れの確認		6ヶ月	1 外観、油糧の確認
	始動用蓄電池	シール型据置鉛蓄電池	1 外観の確認	1 本体変形の確認	1年	1 接続端子の腐食確認
(5) 動力設備	処理設備コントロールセンター		1 表示灯の確認		1年	1 外観、接続部の損傷、変形、緩みの確認
	給排気ファン設備		2 異音、異臭の確認		1年	1 外観、接続部の損傷、変形、緩みの確認

契約書、仕様書等の用語の定義

① 保守点検業務

保守点検業務を行うに必要な業務とし、業務内容は次のとおりである。

1)機器の正常な運転を確保するために行う日常点検、定期点検、及び臨時点検、簡易な故障修理。

2)定期自主点検、及び点検機器周辺の清掃も含む。

日常点検 運転状況の機器、及び設備について、異常の有無・兆候を発見するために行う点検であり、原則として毎日行う。
主として目視、触感、確認、調整、及び記録の作業である。

定期点検 機器の損傷、腐食および摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等、期間を定めて行う点検である。
主として測定、調整、分解清掃、及び記録等の作業である。

臨時点検 日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検、及び記録等の作業でもあり、故障警報等、設備の異常に対して状況を確認するためのものである。

簡易な故障修理 通常の勤務者が時間内にできる作業とし、外部より作業員を求めなくてもよい作業であり、特殊な機器・部品、又は高度な専門技術を必要としない修理である。

定期自主点検 法の定めに従い、場内で自ら行う点検である。
(保守点検基準 別紙— 6 を参照のこと)

点検機器 機器等の据え付け場所、水路、トラフ等の清掃であり、補修ペンキ塗りも含む。

なお、法定検査等、特別な資格又は高度な専門技術を必要とする検査について、次のものは業務委託から除く。(特別な資格又は高度な専門技術を必要とする検査)

- (1) ボイラーの点検
- (2) クレーンの点検
- (3) (特高) 受変電設備の保守
- (4) 防災設備の保守
- (5) 計装設備の調整点検
- (6) 情報処理設備の保守
- (7) 構内電話設備の保守
- (8) 非常用発電設備の保守
- (9) 空調設備の保守

② 運転操作監視業務

運転操作・監視業務を行うに必要な業務とし、主な業務内容は次のとおりである。

- 1)監視室における、監視、操作、記録等
- 2)現場（機側の操作盤等）における操作作業等
- 3)管理日報の作成、電気室における計器類の指示値の記録等
- 4)監視室内の整理、清掃等
- 5)24時間の連続業務の場合は、夜間の巡視警備を含む

③ 水質試験業務

処理場の水質試験業務を行うのに必要な業務とし、主な業務内容は次のとおりである。

- 1)処理場の維持管理に必要な水質試験業務（採水、分析、洗瓶処理を含む）
- 2)データの整理

④ 事務業務

庶務的な補助業務を行うに必要な業務とし、主に業務内容は次のとおりである。

- 1)日誌、日報、月報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理
- 2)事務室内の簡易作業（例：机上の整理、整頓）

⑤ その他の業務

屋内居住及び屋外等の単純清掃作業等を行うに必要な業務とし、主な業務内容は次のとおりである。

- 1)建物、管廊等の清掃、除草、屋外清掃等
- 2)場内整備に係わる備品、材料等の整理、整頓等

⑥ マンホールポンプの保守点検業務

マンホールポンプ施設の円滑な運転管理を維持することを目的とし、業務内容は次のとおりである。

1)監視業務

各施設の監視通報装置により、24時間状態監視を行い、故障警報等に対する、連絡、通報等の業務である。

2)緊急点検業務

監視業務における監視通報装置の異常警報通報により、緊急的に実施する施設の状況確認、機能復旧の作業である。特殊機器部品及び専門技術を必要としない簡易な故障修理を含む。

3)臨時点検業務

臨時に点検を要する必要と判断される場合の作業である。

4)年次点検

年1回実施する定期点検、整備作業は、操作マニュアルを基に機器の損傷、腐食及び摩耗状況の調査、修理等の保全計画を立案するために行う点検であり、点検機器周辺の清掃、測定、調整、清掃及び記録等の作業である。（別紙9 点検報告様式を参照のこと）

木津川市マンホールポンプ施設一覧表

別紙8

木津処理区内マンホールポンプ															R8年4月現在	
番号	ポンプ名	所在地(付近家屋住所)	人孔内径	GL～底版(m)	径φ(mm)	量(m3/min)	揚程(m)	Kw	羽車材質	型式	施工年度	水位計	警報用水位計	MP～制御盤(m)	通報方式	備考
木①	大里1	相楽古川35	φ1500	2.58	80	0.198	6.0	1.5	SCS13	CNW65-P80G	2004	圧力式	フロート式	20	マンボネットLTE	R3通報装置更新
木②	大里2	相楽古川24	φ1200	2.73	65	0.159	6.1	0.75	SCS13	CNW65-P65G	2004	圧力式	フロート式	10	マンボネットLTE	〃
木③	大里3	相楽古川17-1	φ1200	2.02	65	0.159	4.7	0.75	SCS13	CNW65-P65G	2004	圧力式	フロート式	30	マンボネットLTE	〃
木④	吐師1	吐師郷和田9	φ1500	4.46	100	0.854	15.5	7.5	SCS13	CVF100G-PG	1998	圧力式	フロート式	7	マンボネットLTE	〃
木⑤	吐師2	吐師久保下28	φ1500	3.96	80	0.283	8.1	1.5	SCS13	CVC80-P80G	1999	圧力式	フロート式	6	マンボネットLTE	〃
木⑥	吐師3	吐師郷和田19	φ1200	2.34	65	0.283	4.4	0.75	SCS13	CVC50-P65B	2001	圧力式	フロート式	4	マンボネットLTE	〃
木⑦	吐師4	吐師郷和田10	φ1200	2.79	65	0.159	3.8	0.75	SCS13	CVC50-P65B	2001	圧力式	フロート式	4	マンボネットLTE	〃
木⑧	北之庄1	相楽東戸崎29から25m先	φ1200	2.49	65	0.159	9.0	1.5	SCS13	CNW65-P65G	2004	圧力式	フロート式	12	マンボネットLTE	〃
木⑨	北之庄2	相楽東戸崎60	φ1200	3.97	65	0.159	7.2	0.75	SCS13	CVC50-P65B	2006	圧力式	フロート式	10	マンボネットLTE	〃
木⑩	木津1	木津町内垣外104-2	φ1200	5.18	65	0.283	7.4	1.5	SCS13	CVC65-P65G	2001	圧力式	フロート式	7	マンボネットLTE	〃
木⑪	城下	相楽城下131-1	FRPφ800	2.10	50	0.159	3.1	0.4	樹脂製	CR501T-P50RL	2005	圧力式	フロート式	2	マンボネットLTE	〃
木⑫	木津2	木津殿城60	φ1500	5.05	80	0.283	8.6	1.5	SCS13	TOP80U41.5-64	2010	圧力式	フロート式	60	単独NTT	72-7870
木⑬	宮ノ内	木津宮ノ内41地先	φ1200	5.03	65	0.159	7.2	0.75	SCS13	CNWX651	2012	圧力式	フロート式	3	単独NTT	72-1693
木⑭	城山台1	城山台1丁目1(木津駅前東縁歩道内)	φ1500	4.72	80	0.184	21.4	5.5	SCS13	80DML265.5A	2013	圧力式	フロート式	5	マンボネットLTE	R4通報装置修繕(単費更新)
木⑮	川端	木津川端(小川中橋北側)	φ1200	3.63	65	0.16	7.4	0.75	SCS13	CNWS-651	2014	圧力式	フロート式	8	単独NTT	73-6360
木⑯	城山台2	城山台3丁目1-2	φ1500	5.93	65	0.29	18.4	3.7	SCS13	65DML263.7	2015	圧力式	フロート式	5	単独NTT	72-5673
木⑰	市坂	市坂湯屋田43地先	φ1200	3.21	65	0.259	7.0	0.75	SCS13	CNWX651-P65GWX	2016	圧力式	フロート式	38	単独NTT	72-3789
木⑱	城山台3	城山台3丁目-129(熊ヶ崎)	φ1500	10.99	65	0.16	11.3	1.5	SCS13	CNWX651	2018	圧力式	フロート式	10	単独NTT	72-6616
木⑲	城西	相楽大徳7-8地先	φ1200	5.92	65	0.159	8.7	1.5	SCS13	CNWX651-P65GWX	2024	気泡式	フロート式	2	マンボネットLTE	R6下工5新設

山城処理区内マンホールポンプ																
番号	ポンプ名	所在地(付近家屋住所)	人孔内径	GL～底版(m)	径φ(mm)	量(m3/min)	揚程(m)	Kw	羽車材質	型式	施工年度	水位計	警報用水位計	MP～制御盤(m)	通報方式	備考
山①	高島	綺田高島4(下高嶋橋)	φ1500	10.21	80	0.55	20.8	5.5	FC200	TOP-80-5.5-4SCR	1996	圧力式	フロート式	3	マンボネットLTE	R4通報装置更新
山②	綾杉	平尾綾杉河原28(平尾橋)	φ1200	3.58	80	0.8	10.4	2.2	FC200	TOP-80-2.2-4SCR	1996-2008	圧力式	フロート式	3	マンボネットLTE	R4 〃
山③	西黒部	平尾西黒部	φ1500	3.11	80	0.159	8.0	2.2	SCS13	TOP80UZ42.2-62	2002	圧力式	フロート式	14	マンボネットLTE	R4 〃
山④	北代	北河原古屋敷41(やましろ保育園北道路)	φ1500	3.58	80	0.159	5.4	2.2	SCS13	TOP80UZ41.5-62	2002	圧力式	フロート式	22	マンボネットLTE	R4 〃
山⑤	中浜	綺田中浜63	φ1500	4.67	80	0.159	15.4	2.2	SCS13	TOP85UZV42.2-94	2005	圧力式	フロート式	46	マンボネットLTE	R4 〃
山⑥	上粕小	上粕学校1(上粕小学校)	φ1500	4.48	80	0.24	6.5	1.5	SCS13	TOP80UZ41.5-62	2006	圧力式	フロート式	8	マンボネットLTE	R4 〃
山⑦	綺田南	綺田山際	φ1200	4.49	65	0.168	10.8	2.2	SCS13	CVC801	2010	圧力式	フロート式	20	マンボネットLTE	R6 通報装置修繕(単費更新)
山⑧	中井戸	上粕中井戸	φ1500	5.25	65	0.3	7.8	1.5	SCS13	CNWX65	2011	圧力式	フロート式	12	単独NTT	86-2034
山⑨	槽井1	槽井西垣内24番地先	φ900	3.19	50	0.074	8.9	0.75	SCS13	CNM50	2018	気泡式	フロート式	2	単独NTT	86-6877
山⑩	槽井2	槽井西垣内17番地先	φ900	2.46	50	0.074	4.5	0.75	SCS13	CVM50	2018	気泡式	フロート式	36	単独NTT	86-6878
山⑪	上粕1	上粕異町48番地先	φ900	2.93	50	0.074	5.9	0.75	SCS13	CNM50	2018	気泡式	フロート式	10	D無線親局NTT	86-3993
山⑫	上粕2	上粕異町24番地先	φ600	2.56	50	0.074	6.0	0.75	SCS13	CNM50	2018	気泡式	フロート式	20	D無線子局	〃
山⑬	上粕3	上粕南野田芝7番地先	φ600	2.48	50	0.074	6.9	0.75	SCS13	CNM50	2018	気泡式	フロート式	8	D無線子局	〃
山⑭	上粕4	上粕南野田芝42番地先	φ600	2.58	50	0.074	6.2	0.75	SCS13	CNM50	2018	気泡式	フロート式	50	D無線子局	〃
山⑮	綺田北	綺田洪川56番地先	φ1200	2.93	65	0.159	4.9	0.75	SCS13	CNWX651	2022	圧力式	フロート式	35	マンボネットLTE	R4MP新設通報装置追加
山⑯	鶴白	上粕鶴白2-4	φ1200	3.53	65	0.159	4.6	0.75	SCS13	CNWX651-P65GWX	2024	気泡式	フロート式	5	マンボネットLTE	R6下工5新設

加茂処理区内マンホールポンプ																
番号	ポンプ名	所在地(付近家屋住所)	人孔内径	GL～底版(m)	径φ(mm)	量(m3/min)	揚程(m)	Kw	羽車材質	型式	施工年度	水位計	警報用水位計	MP～制御盤(m)	通報方式	備考
加①	小谷	北小谷(小谷下駐車場内)	φ1500	5.06	80	0.39	20.5	7.5	SCS13	CVF80-PG	1997	圧力式	フロート式	5	マンボネットLTE	R4通報装置更新
加②	里	里東里49	φ1500	3.32	80	0.45	12	5.5	SCS13	CVM80-P80G	2001	圧力式	フロート式	7	マンボネットLTE	R4通報装置更新
加③	兎並	兎並北兎並39(満田橋東)	φ1500	5.48	80	0.45	8	3.7	SCS13	CVM80G-P80G	2003	圧力式	フロート式	15	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加④	大野	大野西畑	φ1500	9.69	80	0.45	13	5.5	SCS13	CVM80G-P80G	2003	圧力式	フロート式	7	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加⑤	観音寺1	観音寺貝鍋(市道内)	φ1500	2.82	80	0.45	8	3.7	SCS13	CVM80G-P80G	2005	圧力式	フロート式	10	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加⑥	観音寺2	観音寺南貝戸	φ1200	3.52	80	0.3	20	7.5	SCS13	CVC100G-P80G	2006	圧力式	フロート式	5	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加⑦	高田1	高田脇田(バス停)	φ1500	4.79	80	0.45	9	3.7	SCS13	CVM80G-P80G	2003	圧力式	フロート式	10	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加⑧	高田2	高田赤井山	φ1200	2.46	65	0.3	11	3.7	SCS13	CVM80G-P65G	2005	圧力式	フロート式	24	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加⑨	高田3	高田柿ノ内	φ1500	5.46	80	0.45	11	5.5	SCS13	CVM80G-P80G	2005	圧力式	フロート式	10	単独NTT⇒LTE	R5下工6・通報装置更新工事
加⑩	美浪1	美浪南	φ1200	3.2	65	0.3	12	3.7	SCS13	CVC80-P65G	2008	圧力式	フロート式	7	単独NTT	76-5010
加⑪	美浪2	美浪南(新川橋東)	φ1500	4.13	80	0.45	5	2.2	SCS13	CVC80-P80G	2008	圧力式	フロート式	5	単独NTT	76-5105

ポンプ場名
制御盤点検日
ポンプ槽内点検日
点検者

【 マンホールポンプ定期点検報告様式 】

別紙 9

点 検 内 容	詳 細 内 容	判 定
マンホール蓋、枠の点検	蓋、枠の損傷及び発錆	
マンホール蓋の開閉状況	閉めにおいての蓋の状況	
	異臭	
	土砂の堆積	
	目詰まり	
マンホール内部の状況	側壁等の亀裂	
	足掛け金具の腐食	
	異物、浮遊物の有無	
	土砂及びスカム等の堆積等の状況	
水 位 計 の 状 況	水位によるポンプ動作確認	
	運転・停止及び水位表示の確認(高水位・低水位)	
	平常時との水位の差	
	ケーブルの損傷、異物等混入の有無	
ガイドパイプ・吊り下げチェーン・電源ケーブル系の点検	ガイドパイプの発錆、曲がり、損傷等	
	吊り下げ用金具のよじれ、損傷、発錆	
	電源ケーブルの亀裂、断線、よじれ等	
	異物、浮遊物の付着	
操 作 盤 の 点 検	損傷、汚損、塗装状況	
	外観の損傷	
電源、表示、ランプの点灯確認	各表示ランプの球切れ等	
	盤照明	
機 器 の 動 作 確 認	漏電遮断機	
	継電器(リレー)	
	操作スイッチ	
	指示計器	
	その他	

異 常 な し	○
修理を要するもの	×
清掃・修復等手直し	△
該 当 な し	－

マンホール内	
酸素濃度(%)	
硫化水素濃度(%)	
他有害ガス	

ポンプ		
ポンプNo.	1	2
ポンプ番号		
時間計数値		
絶縁 U(MΩ)		
V(MΩ)		
W(MΩ)		
電 流 表 示 値 (A)		
U(A)		
V(A)		
W(A)		
自動運転		
手動運転		
振動・騒音・異音		
外観・塗装		
ケーシング内の異物		
インパラの磨耗、損傷		
付属品の状況		
吐出水量		
交換したオイルの状況		
吸込口の状況		
吐出口の状況		

積算電力計	
200V	
100V	

操作盤		
ポンプNo.	1	2
電圧 UV(V)		
UW(V)		
VW(V)		
圧力 第1運転(kPa)		
第2運転(kPa)		
締切圧力(kPa)		

警報		
ポンプNo.	1	2
漏電		
高水位		
浸検		
浸検(絶縁値)		
3Eリレーの動作		
サーマル又はMTP		
水位計		

弁類・配管・槽内その他		
ポンプNo.	1	2
弁外観、損傷等		
弁の開閉		
逆止弁の動作		
空気抜き弁		
配管の損傷、発錆等		
弁の水漏れ		
管の水漏れ		
槽内の汚泥堆積		
覆蓋等		

水質試験業務委託内容一覧表

(別表－1)

1. 水質試験業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常試験1: 毎日実施
- (2) 日常試験2: 週1回実施(最終沈殿池流出水については月2回実施)
- (3) 中試験: 月1回実施
- (4) 精密試験: 年6回実施(最終沈殿池流出水については年3回実施)
- (5) 有害物質試験: 年2回実施
- (6) 汚泥日常試験1: 毎日実施
- (7) 汚泥日常試験2: 週1回実施
- (8) 汚泥中試験: 週1回実施
- (9) 汚泥溶出試験: 年1回実施

ただし日常試験1・2、中試験、精密試験及び汚泥日常試験1・2、汚泥中試験については実施日が重なる場合は兼ねて行うものとする。

2. 上記各試験の試験項目及び試料名は次表のとおり。

- ◇－日常試験1 ○－日常試験2 ◎－中試験
 □－精密試験 ●－有害物質試験 ■－汚泥溶出試験
 ◆－加茂浄化センター水質試験室にて分析可能項目

試料名	流入下水	1・2・3系最終沈 殿池流出水	放流水		汚泥溶出	備 考
試験項目						
気温				◆		
水温	◇○○□	◇○○□	◇○○□	◆		
外観	◇○○□	◇○○□	◇○○□	◆		
透視度	◇○○□	◇○○□	◇○○□	◆		
PH	○○□	○○□	○○□	◆		
蒸発残留物	□	□	□	◆		
強熱残留物	□	□	□	◆		
強熱減量	□	□	□	◆		
SS	○○□	○○□	○○□	◆		
溶解性物質	□	□	□	◆		
BOD	○○□	○○□	○○□	◆		
C－BOD	□	□	□	◆		
COD	○○□	○○□	○○□	◆		
全窒素	◎□	◎□	◎□	◆		
アンモニア性窒素	◎□	◎□	◎□			
亜硝酸性窒素	◎□	◎□	◎□	◆		
硝酸性窒素	◎□	◎□	◎□	◆		
有機性窒素	◎□	◎□	◎□	◆		
アルカリ度	□	□	□	◆		
全リン	◎□	◎□	◎□	◆		
リン酸イオン態リン	◎□	◎□	◎□	◆		
大腸菌数	○○□	○○□	○○□	◆		
残量塩素			◇○○□	◆		
カドミウム	●		●		■	
シアン	●		●		■	
有機リン	●		●		■	
鉛	●		●		■	
六価クロム	●		●		■	
砒素	●		●		■	
総水銀	●		●		■	
アルキル水銀	●		●		■	
PCB	●		●		■	
トリクロロエチレン	●		●		■	
テトラクロロエチレン	●		●		■	
ジクロロメタン	●		●		■	
四塩化炭素	●		●		■	
1,2-ジクロロエタン	●		●		■	
1,1-ジクロロエチレン	●		●		■	
シス-1,2-ジクロロエチレン	●		●		■	
1,1,1-トリクロロエタン	●		●		■	
1,1,2-トリクロロエタン	●		●		■	
1,3-ジクロロプロペン	●		●		■	

チウラム	●		●		■	
シマジン	●		●		■	
チオベンカルブ	●		●		■	
ベンゼン	●		●		■	
セレン及びその化合物	●		●		■	
n-ヘキサン抽出物質	●		●			(動植物油・鉱物油分離)
フェノール	●		●			
銅	●		●		■	
亜鉛	●		●		■	
溶解性鉄	●		●			
溶解性マンガン	●		●			
全クロム	●		●			
フッ素	●		●			
ホウ素	●		●			
ニッケル	●		●			
1,4-ジオキサン	●		●		■	
LAS	●		●			
含水率					■	

水質試験業務委託[汚泥試験]一覧表

◇-汚泥日常試験1

○-汚泥日常試験2

◎-汚泥中試験

《全項目加茂浄化センターにて分析可能》

	試料名	1,2,3系OD槽混合液	1,2,3系返送汚泥	1,2号濃縮汚泥	供給汚泥	脱水ケーキ
水温		◇○○	○○			
PH		○○		◎		
SS		○○	○○	○○	○○	
VSS(VSS/SS)		◎	◎	◎		
SV		◇○○	◎			
SVI		○○	◎			
DO		○○				
微生物顕鏡		◎				
含水率						○○

3. 項目及び測定分析方法是担当職員の指示によらなければならない。

4. 受託者は、測定・分析結果を記録するとともに、そのつど報告しなければならない。

5. 加茂浄化センター所有の分析機器にて分析不可能な項目については、分析可能な事業所(計量証明事業所等の適切な設備を有する所)に資料を持ち込み分析を行うこと。